

平成28年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月8日 (火)
会 議 場 所	川里農業研修センター 第3会議室
開 議 日 時	平成28年3月8日 (火) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成28年3月8日 (火) 午後 4時59分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子      竹田 悦子      田中 克美 潮田 幸子      芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 2 号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 2 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 3 6 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 7 号	平成 2 8 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 3 9 号	平成 2 8 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 4 2 号	平成 2 8 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第36号について説明が終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 一応ページ数の順番で、歳入から歳出の順でやっていきたいと思いますが、おおよそ抜粋して、いっぱい聞きたいことあるのですが、抜粋して10点ぐらいちょっと絞ってやらせていただきます。

まず、27ページの高齢者福祉センター使用料の関係で、白雲荘とひまわり荘とコスモス、その3カ所のお風呂の使用料の関係、お風呂の関係でお聞きしたいのですが、説明の中に60歳以上無料と言ったような気がしたのですけれども、私も60歳になったのですけれども、ご案内が来ていないのだけれども、その辺ちょっと確認の意味で聞きたいのですが、お願いします。

(長寿いきがい課長) 利用券が届いていないということではよろしいでしょうか。利用券につきましては、60歳になったときにそれぞれ対象の方に送るという形をとっております。

(何事か声あり)

(田中) だから、答弁が違うみたいで、私は65にはなっていないのだけれども、来なかったので、ちょっと聞いたのです。

(長寿いきがい課長) 失礼しました。60歳から対象にはなるのですが、65歳になった段階で利用券を送らせていただいております。失礼しました。

(田中) 要するに障がいがあれば60からとかという、何かほかのもそういうのがあったと思うので……

(何事か声あり)

(田中) 60からなの。

(何事か声あり)

(田中) 無料で。

(何事か声あり)

(田中) それで、65歳からの人は案内が来ると。60歳の人は、申請すれ

ば使える。もう一回そのことお願いします。

（長寿いきがい課長）老人福祉法上でいうと60歳からが対象になるのですけれども、60歳から利用券をお送りしますと、私はまだというようなご批判があったりしまして、65歳以上からという形で対応しております。

（田中）それで、市外と市内のまた使用料の料金の多分違いがあると思うのですが、近隣は同じ、隣接しているところは同じ扱いでしたっけ。それ以外がちょっと高目の設定ということで、ちょっとその辺をお願いします。

（長寿いきがい課長）県央広域の北本、桶川につきましては、市内と同じでございます。無料でございます。60歳未満の方からは200円をいただきますが、あと県央広域以外の地域の方については500円をいただくという形になります。

以上でございます。

（田中）最後に、要するに荒川荘でしたっけ、吉見にある。ああいうのも鴻巣の人は幾らか安く使えるというのがたしかあったと思うのですが、中部環境の組合の市町村に関しては安く使えるというのがあったと思うのですが、また隣接しているというのも多分あるので、今の答弁だと隣接という解釈だったのですけれども、向こうはたしか中部環境広域の組合の関係は安くなるという関係だったので。

（何事か声あり）

（田中）そうか。向こうが県央と言ったのだ。済みません。ちょっとそれ整理してお願いします。

（長寿いきがい課長）県央広域ですと中部環境とかというところなのですけれども、あくまでも県央広域の市町村については鴻巣市の市民と同じ扱いになります。それ以外の、例えば吉見さんですと県央広域ではありませんので、市外の扱いという形になろうかと思えます。

以上でございます。

（田中）向こうは向こうの、荒川荘は組合の中の人の料金体系が違うということですね。鴻巣市にあるやつは県央広域で決めていると。そういうことで了解させていただきました。

ちょっと時間もないので、次に行かせていただきます。40ページの老人クラブ関係の助成金についてなのですが、真ん中辺です。何々町老人クラブとか何とか会とかとよく、老人クラブという余り名前使わないで、何かもうちょっと変わった名前を使っているところが多いのですが、団体で何人かの人数をサークルとしてつくと助成金が多分受けられるということだと思いののですが、年齢が60歳からか、58から入れるとかというような話を前に聞いたのですがけれども、その辺の規約みたいな、決まりみたいなのを教えてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) では、再開します。

(長寿いきがい課長) 老人クラブの補助の対象についてでございますけれども、まず会員がおおむね60歳以上の者で構成されていること、それから会員数がおおむね30人以上であるということが条件になってございます。

以上でございます。

(田中) 金額。

(長寿いきがい課長) 連合会に対しましては、5,265円を単位クラブとして、単位クラブ数を乗じて得た額という形になります。それから、健康づくり促進事業補助金ということで、事業に要した費用の3分2以内として5万円を限度として支給をしております。それから、創作活動促進事業補助金といたしまして、事業に要した費用の3分の2以内で10万円を限度として支給しております。それから、単位クラブに対する補助金といたしましては、単位クラブ補助金均等割が4万5,800円及び人数割が180円という形になっております。これに会員数を乗じて得た額の合計という形になります。それから、あともう一つ、世代間交流事業というのがございまして、こちらは事業に要した費用の3分の2以内といたしまして1万円を限度という形になっております。

以上でございます。

(田中) 次に、42ページの一時預かり事業助成金なのですが……ごめんなさい。まず、上から10行目ぐらいの多子世帯保育料軽減事業補助金から先にあれしていただきたいと思うのですが、これは3人目、同じ多子でも医療費ではなくて子育て支援のほうは、3人目のほうがたしか対象になったと思うのですけれども、決まりというか、たしか3人目からですよ。その関係をお願いします。

(保育課長) 第3子以降のゼロ歳、1歳、2歳の児童が無料になります。以上です。

(田中) その下のほうの、下から2行目になるのですか、一時預かり事業費補助金の関係なのですが、一時預かりの関係で幼稚園、保育園行っていない世帯の話がたしか途中にあったと思うのですが、比率的には3分1ぐらいずついるという話だったのですけれども、私の感覚ではまるっきりうちにいるというのは少ないのかなと思ったので、その辺の関係と、そういう人たちも預かれるという、申請すれば一時預かりができるということだと思うのですが、その辺について説明をお願いします。

(保育課長) ふだん保育園や幼稚園に通っていないお子さんで、お母様が冠婚葬祭等に出かけるときに一緒に連れていけないとか、それからリフレッシュのために美容院行く間に利用するとか、そういうようなことで利用できる制度となっております。あと保育園の入園基準の勤務時間に達しないようなお仕事をされている方も利用できるようなことになっております。

以上です。

(田中) 最後に、保育園と幼稚園に行っていない人というのが現実にとどのくらいいるのでしょうか。

(保育課長) 手元にある資料が平成27年9月に調べたもので、27年8月現在のものになりますが、ゼロ歳の人口が768人のうち保育所入所者が107人です。それから、1歳が845人のうち保育所入所者が247人です。それから、2歳が908人のうち入所者が285人です。3歳が880人のうち312人、それから4歳が946人のうち295人、5歳が904人のうち307人という

ことで、合計しますと5,251人のうち保育所入所者が1,553人で、割合にしますと29.58%ということになっております。

(田中) 次の44ページにちょっと移らせていただきたいと思います。骨髄移植ドナー助成費補助金の関係で、こういう登録をして骨髄ドナーの関係をやられる方って、予算から見ると少ないというのはわかるのですけれども、そういった広報活動というのはどこかの課でされているのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 骨髄ドナーの方につきましては、そういった特別な団体がございます。そこが全てドナー登録されている方の把握をしております。各市町村向けに現在何名の方がドナー登録をしておりますという情報は随時健康づくり課のほうに参っております。その中でたまたまといいますか、実際に提供したということがありましたら、その方はもうそういった機関を通じて全てこちらで把握することができまして、その方の申請によりましてこの補助金を交付するという流れになっております。

以上です。

(田中) 次に移らせてください。52ページの上の保育所受託収入の関係なのですが、他市町村の預け入れのほうですか、行ってこいというのが当然あると思うのですが、鴻巣の人がよその市町村へ行っている場合と、よその市町村を鴻巣が預かるという場合だと思うのですが、その関係でお金の基準をどっちに、相手の市町村にするのか、鴻巣の市町村にするのか、価格の基準はどちらを中心に料金をして受け入れているのかということをお聞きします。

(保育課長) 利用している市町村のものということになっております。

(田中) ということは、鴻巣の子が北本へ行けば北本の料金体系によってするということで。了解しました。

次に、98ページの福祉タクシー自動車燃料費助成事業についてですが、福祉タクシー券というのが、これいろいろ考え方もあるので、少ないとか減らされたとかいう話がもう出ているとは思いますが、今ハイブリッドカーの関係でガソリン券が逆に余るという人もあったと思うのです。

が、そういう時代の流れというのを、自動車燃料費としてハイブリッドカーで36キロとか走る車があって、使い切れないよという人もいます。ない、ないという議論もある、少ないという議論もあるのですが、逆にそういうのもあるのですが、そういう時代の変遷、移り変わりを見ているそういう調整というのはやられているのでしょうか。

（福祉課長）最近ハイブリッドカーがふえていまして、特に60、定年過ぎた方が長距離運転されたり、利用されている方、ハイブリッドカー多いようですけれども、この福祉タクシーあるいは自動車燃料券の助成につきましては1カ月12枚ということで、特に……

（何事か声あり）

（福祉課長）失礼しました。1年で12枚ということで、一月1枚です。ということで、特にハイブリッドカーに考慮したということは今のところございません。

以上です。

（田中）109ページ、子どもの医療費支給事業の関係なのですが、この3億7,500万円の方は、これは例の18歳までの多子の分が入っての料金かどうか。たしか説明にあったような気がしたのですけれども、確認の意味でもう一回お願いします。

（こども未来課長）今回の多子世帯への拡大分の扶助も見込んでの額となりまして、扶助費としては多子世帯分として600万を見込んでおります。

以上です。

（田中）約10年ぐらい15歳までのこども医療費の無料化が実施されたと思うのですが、ずっと見ていると、今までの推移はたしか一番少なく2億8,000万ぐらいから3億5,000ぐらいの間で多分推移していたと思うのですが、その辺についての推移の経過についてご説明願います。

（こども未来課長）こども医療費の扶助費の推移ですが、23年1月から現行の現物給付を開始しておりますので、23年度が約3億3,350万、24年度が3億4,290万、25年度が3億2,740万、26年度が3億3,360万といった推移となっております。2%程度上昇するときもあれば、中にはイ

ンフルエンザの後ろにおくれた流行ということで、次の年度に支出が回ってきまして、ちょっと多く出ている年度もございます。

以上です。

(田中) 大丈夫ですか、時間は。そろそろですか。

(委員長) 延ばしますか、では。延ばしますかというか、次に回しますか。

(田中) あと6点。

(委員長) では、もう1問やっていただいて、また次の機会にお願いしたいと思います。

(田中) わかりました。

では、116ページの民間放課後児童クラブ施設整備事業についてお聞きいたします。これどんぐりっこ保育園だと思っておりますが、この補助金に関しては現行の施設で子どもたちを預かるという形で、新たに何かをつくるということではないというふうに思われるのですが、その辺はどのようなになるのでしょうか。

(保育課長) どんぐりっこ保育園をやっております社会福祉法人どんぐり会さんが新たに建物を建設しまして、放課後児童クラブをやってくださるという計画です。

(委員長) では、続きはまた後でお願いいたします。

(田中) 済みません。ありがとうございました。

(芝罘) 歳出のほうで95ページ、生活困窮自立支援事業についてなのですが、これはいつごろから始まったものなのでしょうか。

(福祉課長) 平成27年の4月から鴻巣市の社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、自立相談支援事業ですか、そちらのほう実施しております。

以上です。

(芝罘) 本年度ももうそれで終わり間近なのですけれども、見込みでどのくらい予算を使用する予定になっているのかお聞かせ願えますでしょうか。

(福祉課長) 今年度の実績ということでよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

(福祉課長) 金額につきましては、委託料が自立相談支援事業については1,255万8,000円という状況でございます……済みません。これ28年度。27年度は1,356万2,000円です。失礼しました。初年度のほうが初期投資のパソコン代ですとか、そういったものがありますので、27年度のほうが余計に出ているという状況です。  
以上です。

(芝罘) 116ページお願いいたします。放課後児童クラブ整備事業、箕田放課後児童クラブの増築工事についてなのですけれども、この増築、増設か。増設するというふうに決まるのは、何を基準にして決まるのでしょうか。ほかにも定員オーバーのところは何カ所かもう既にあると思いますけれども、何の基準をもって増設するというふうに決まったのでしょうか。

(保育課長) まず、計画としましては、学校の余裕教室ですとか公共施設の中に入れる場所があればそちらを優先して考えていくのですけれども、箕田につきましてはそういうような場所がありませんで、今ある敷地の中にあいているスペースがありましたので、そちらにプレハブを建てられるということで、人数がもちろん超過しているという中でそういう計画となりました。  
以上です。

(芝罘) そうということだと、私も何度かお問い合わせ、お伺いしている小谷小の件なのですけれども、ミーティングルームを借りられるということが決まったみたいなのですけれども、実際的にはミーティングルーム使っている団体もありまして、根本的な解決策にはなっていないと私は思うのですけれども、今後の予定をどうお考えなのか。このまんま小谷小の児童クラブをそのまんま使うのか、何かまた新たに考えるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

(保育課長) 小谷小につきましては、余裕教室が一切ないという状況もございますし、近くに公共施設もございませんで、そういった中で今使える施設をどうにか使わせてもらえたらということで今協議をしている

ところでございます。

以上です。

(芝寄) わかりました。

続きまして、117ページ、母子家庭対策総合支援事業についてですけれども、本年度予算が850万、28年度、これが850万、同じで、一昨年、26年の決算を見ましたら246万しか使用していないというか、使われていないということで、850万という予算立てをしたお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

(こども未来課長) 昨年度、26年度は、この母子対策の事業の中の高等職業訓練という給付金があるのですけれども、そちらの利用者が1名しかおりませんでした。例年ですと10名前後いらっしゃいますが、昨年度は1人ということです。28年度につきましては、27年度にも応募というか、申し込みのあった方がおりまして、その方が28年度も継続していく方、あと新規の方と合わせて27年度と同額の予算としております。

以上です。

(芝寄) このような事業があるという広報活動はどのようにやられておるのででしょうか。

(こども未来課長) こちらは、児童扶養手当受給者と相当程度の所得ということで、ほぼ児童手当受給者が対象になるかと思えます。受給されている方に制度のチラシを配布をしております。

以上です。

(芝寄) 続きまして、210ページ、図書館管理運営事業なのですけれども、昨年9月のときかと思うのですけれども、吹上の図書館、私の娘が使って、いつも椅子とか机がいっぱいで、なかなかあそこで落ちついて本読めない、勉強できないということを確認おっしゃったと思うのですけれども、そのことは来年度に向けて何か改善するとか、何かそういった話というのは盛り込まれたのでしょうか。

(生涯学習課長) おっしゃるとおり夏休みなんかですと大変学習机のところか混み合っているという部分あるのですけれども、その際には奥に会議室があるのですが、そちらのほうを開放しましたり、あるいは生涯

学習センターの奥に児童センターがあるのですけれども、そちらのほうがあいている場合はそちらのほうにお願いをして、そちらも使わせていただくような対策をとりたいというふうに、現在もそのように対応をさせていただいております。

（芝罘）続きまして、最後に保育所のことなのですけれども、昨晚ちょっと私のパソコンのメールのほうに民間の保育所に預けている保護者からメールが入ってしまして、ちょっと読ませていただきます。「利用者が負担している3歳以上児の主食代について、公立と民間では開きがあるように思います。民間は、運営費の総額の中で全てを賄わなくてはいけないので、当然保護者負担が公立より高くなってしまいます。食育の観点からも、行政のほうがしっかりと補助を創設し、利用者負担分を公私同額」、公立と多分私立だと思っておりますけれども、「同額にするか、または利用者格差がなくなるようにお願いできませんか」というメールをいただきまして、ちょっと昨晚のことで、けさこれメール気がついたもので、なかなか調べられなかったのですけれども、この事実関係もちょうとわからないのですけれども、これに対してのご意見をお聞かせ願えればと思います。

（保育課長）今手元に資料はないのですが、調べたところ、公立保育所は主食費、3歳、4歳、5歳の主食費は月1,000円いただいております。民間さんですと1,100円ですとか、高いところで1,500円ぐらいだったと思うのですけれども、あと民間さんは主食費にいろいろな何か運営に関する費用をあわせて徴収しているらしくて、保護者の方とすると月々3,000円ぐらい取られているというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるんで、その辺またちょっと事実関係わからないのですが、多少違っているのは事実……一番高いところでは1,600円です、というようなことです。主食費というのは、保護者の方がもともと白米だけを、御飯を保育園の場合は持っていったのです。その分を経費計算してそれぞれの施設が徴収しているものになりますので、独自でやっているものになります。運営費から出ているとか、そういうものではなくて、実費を各保育園さんで徴収しているというふうな状況になっております。

以上です。

（芝罘）そうしますと、一番高いところで1,600円ということで、実際食費だけを見れば若干格差はあるというのは認識されていたということによろしいのでしょうか。

（保育課長）実費がそれぞれ園によって違っているということになると思います。

以上です。

（潮田）済みません。それでは、11ページのところからいきます。時間が20分しかないので、ぱっとですけれども、11ページの避難行動要支援システム、済みません、これちょっとよくわからないので、この内容を。

（福祉課長）こちらのシステムにつきましては、災害時に自分で避難することができない、あるいは災害情報を入手することができない、そういった方が手挙げ方式で事前に市のほうに登録をしておきます。そうした登録をした方につきましては、支援者をつけて、災害があったときにはその支援者に助けていただくと。市のほうもそういった事前に登録した方については、災害時の避難行動要支援者ということで安否確認等いち早くするというふうなことのためのシステムということでございます。

（潮田）これは、債務負担行為ですけれども、今までもそういうものはあったけれども、システムとしては今回初めてということによろしいでしょうか。

（福祉課長）このシステムにつきましては、5年前に導入をいたしまして、今回5年たったために機器が更新を迎えるということで、ソフトはそのまま使用いたしまして、29年度にハードのみを入れかえるということになります。

以上です。

（潮田）続きまして、34ページ、これ歳出は95ページになると思うのですけれども、学習支援事業補助金が34ページにあります。これ自体は福祉のほうからの予算だと思うのですけれども、実際にはこれの対象と

なるのは中学生かなというふうに思うのですが、これについて先日もちょっと問い合わせをさせていただいたことがありましたけれども、学校教育のほうとの連携、情報共有とかということはどのように行っているものなのか。これ今予算福祉のほうから出ていますけれども、どうなのかなというものです。対象は中学生ですから、その子どもたちが行っているということを学校側が知っているかどうか。個人情報の関係ではあるけれども、やはり知っていかなければいけないことかなというふうにも思うので、どうなっていますでしょうか。

（福祉課長）こちらの学習支援事業につきましては、生活保護世帯の中高生、中学生と高校生、それと生活困窮世帯の中学生と高校生を対象に学習支援事業を実施しているということでございます。今現在その中で通っている子どもたちが中学生8人、高校生3人という状況でございますが、教育委員会さんで生活保護世帯もしくは生活困窮世帯の子どもたちを把握しているかどうかということにつきましては、個人情報の関係がありますので、恐らくこちらからも情報はお出ししていないと思います。どの子どもたちがこの学習支援に通っているかということについては、教育委員会のサイドでは把握していないかと思えます。

以上です。

（潮田）そうすると、済みません、関連で学校教育のほうに聞きますけれども、地域未来塾というのが予算が出ているかと思うのですけれども、これは文部科学省のほうから地域未来塾という予算が出ていないですか。同じような内容のものを、国の新年度予算だけ、今までは既存のはなかったのでしょうか。

（何事か声あり）

（潮田）それはないのですか。今までそういったもの、学校教育のほうでの予算として、地域未来塾というのは鴻巣市としてはやっていないということではよろしいでしょうか。

（学校支援課長）現在本市では取り組んでおりません。

以上です。

（潮田）そうすると、今までもやっていた、この前も本会議の中でもあ

りましたけれども、大学生とかが行っている事業のボランティアの補助、それが人材育成にもなるというのが代表質問の中での答弁でもあったのか。その予算というのは、大学生のボランティアとか地域人材育成というふうに言っていたものというのは、この予算書の中でいうどこの部分で出しているものなののでしょうか。

(学校支援課長) こちらは、地域人材活用事業の中に含まれております。昨日ご説明申し上げました部活動の外部指導者ですとか理科支援員等、地域のお力をかりて行う事業の一つとして、予算として今年度60万円計上しているものでございます。

以上です。

(潮田) そういたしますと、私のほうで確認をしたかったのは、地域未来塾というのが国の予算で27億だったかな、ちょっと今数字があれですけども、結構な予算が出ていますので、今後鴻巣市としても生活困窮世帯の勉強を各学校の中で行う、または公共施設で行うというものが出ているようなので、今後福祉のほうでやっている学習支援事業と地域未来塾というものが、対象が子どもというか、中学生とか高校生の教育の部分であるので、個人情報保護というのはすごく大事だけれども、子どもがやっぱり勉強する、勉強についていくことができないとか、その子たちの負の連鎖をなくしていくために国が予算をつけているものなので、こういったもの、また福祉のほうの予算だからといって情報が全然行かないというよりは、何かその子のためにできることという意味では必要なのではないかと思うのですが、例えば学習支援事業についてはこういったものがあるということは学校教育のほうでは先生たちは知っているのでしょうか。

(学校支援課長) 福祉の学習支援、生活困窮者自立支援につきましては、市役所の中の生活困窮者会議というのがありまして、そこで連携をとることはしておりまして、文部科学省から文書が届きましたというときには、福祉課長とも連絡をしながら、どういう事業で現在進めているかということは状況を把握しながら、この間も何人今中学生、高校生が対象となっているかということもお聞きしまして、学習状況も把握している

ところでございます。学校支援課のほうで行っている事業としては、主に、学務課もそうですけれども、いきいき先生の配置ですとか、今委員さんがおっしゃった大学生ボランティアの導入ですとかによって、日ごろの授業の強化支援ということで今強化を行っているところですので、まだそこまで実際文科省の事業をお借りしてというところまでは話が進んでいない状況でございます。

以上です。

（潮田）そうしましたら、次行きます。

がん検診推進事業です。歳入のほうでは34ページ、歳出のほうでは135ページです。このがん検診のところ、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金と働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業、これ歳入のほうではこういう細かい名称になっていますけれども、歳出のほうではそういったことにはなっていないです。今回の歳入のこの名称というのがどのように生かされているのか伺います。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）がん検診対策につきましては、補助金が毎年あったわけなのですが、今年度新たに今までの補助金体系から実は大腸がんに対する補助がなくなりました。女性のために特化した、そういった補助金という形になりまして、実は新たなステージに入ったがん検診のほうにつきましては、20歳の子宮頸がん、40歳の乳がん、受診者に対する無料クーポン券並びにコールリコールに対する経費の補助金となっております。また、働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者ということで、平成23年度から無料クーポン券を行ってきたわけなのですが、毎年度無料クーポンを出しながら受診をされていないという方に対してコールリコールをしまして受診を促すと、そういったような意味合いでございまして、この2つの事業、リンクしているといえますか、コールリコールをするということでは同じ業務内容ということでございますので、歳出項目についてはこれをあわせた形での執行という予定になるという形でございます。

以上です。

(潮田) 時間も余りないので、ちょっとでは次行きます。

乳がん検診の最近の、一番最新の数値でいいのですけれども、受診率、少しずつ上がってきているとは思いますが、最新のものが、それぞれのでわかりますか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 乳がん検診につきましては、2月いっぱいまで集団、個別行っておりましたので、1月末現在の乳がん検診における受診者については2,734名ということで、これに2月に保健センター等で集団行いました。また、各医療機関で個別やっている一月分が加算される予定でございますので、3,000弱ぐらいにはなろうかと思えます。昨年度、26年度の実績といたしまして2,672名でございますから、やはり数字的には上がっている。背景には、昨年度芸能人関係でちょっと乳がんの手術をされたということもありまして、そのときに大分受診された方がいらしたというお話も伺っております。そういった状況でございます。

以上です。

(潮田) 子宮頸がんとかはまだ期間が終わっていない。終わったのは2月末か。まだ子宮頸がんは出ていないですね。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) やはり1月末現在でございますけれども、子宮頸がん検診につきましては3,231名の方が現在受診されております。全て終わるまでまだかかりますので、まだ集計終わりましたらお話ししたいと思えます。

以上です。

(潮田) 続きまして、40ページ、在宅超重度心身障がい児の家族レスパイト内容、これ歳出は99ページですけれども、これは今回新しいものかというふうに思います。どういった内容のものか。

(福祉課長) こちらにつきましては、医療ケアを必要とする超重症心身障がい児を在宅で介護する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、対象児をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設等を県とともに支援するという事業でございます。具体的には、川越市にカルガモの家、あるいは毛呂山町に光の家療育センター、こういった埼玉医大系

のそういった施設があるわけなのですけれども、こういったところを1日利用いたしますと約5万円程度かかるということでございます。ただ、自立支援給付費の中で実際には1日当たり2万8,000円程度しか給付費が支給されないと。その差額を補填するために県と市でそれぞれ1万円ずつ対象児の方が利用した場合についてはその施設に対して助成するという事業でございます。

以上です。

(潮田) そうすると、自己負担、その家族の自己負担は幾らになるということになるのでしょうか。

(福祉課長) 総合支援法に基づく自己負担の中で上限、生活保護世帯もしくは非課税世帯ですとゼロ円、もしくは市民税の所得割ですか、所得割が16万円以下の方については4,600円という上限がございますので、その範囲内での負担ということになります。

以上です。

(潮田) これは、個別に通知が行くということでよろしいですか、この対象になる方。私もこれ初めて、当然まだ予算決まっていないからあれですけれども、初めて見ましたので、この対象となる方への周知はどのようになさるのでしょうか。

(福祉課長) こちらについては、今現在市では3名程度利用者がいらっしゃいまして、利用した場合に施設のほうから鴻巣市のほうに請求が来るとい形ですので、対象者には直接周知しなくても、対象者の負担は変わりませんので、その子どもたちを受け入れた施設に対しての助成ということになりますので、対象者には特に、こういった事業がありますということはもちろんホームページ等では周知しますけれども、特に負担金の面では変わりませんので、対象児に特別に個別通知するというふうな予定はありません。

以上です。

(潮田) そうすると、今までもあったものをお金を、予算を多く市のほうで出すということであって、サービスが変わったとかサービスが加わったということではないということになるのでしょうか。

(福祉課長) この対象児を受け入れた施設に対する差額の補填という意味でございます。

以上です。

(潮田) 続きまして、43ページ、これ歳出は110ページですけれども、子育て短期支援事業費、これが新しい新規事業ということで、ショートステイ、トワイライト、これは実際どこが受けてくれるもので、いつから始めることができる事業なのか伺います。

(こども未来課長) 現在予定として進めておりますのが、加須市にございます社会福祉法人愛の泉のほうの児童養護施設と乳児院を予定しております。協定等を進めまして、4月1日からスタートできる方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(潮田) 済みません、加須市って遠いのかなと思うのですけれども、加須市のどこら辺。要は市内の、このサービスができたとしても、そこまで結局連れていくという作業が必要になってくるわけで、加須市のどこら辺にあるものなのですか。

(こども未来課長) 加須駅から徒歩で20分程度のところがございます。確かに利用されるお客様については、その施設まで送迎が必要となっ  
てまいりまして、ショートステイのほうの宿泊型のほうですと、あらかじめ保護者の方が送迎等もできるかと思うのですが、トワイライトのほうにつきましては、放課後ですとか保育所の後、緊急的ということになりますので、保護者の方が送迎ができない場合につきましては、ファミリーサポート事業などを使って対応することが考えられるかと思いま  
す。

以上です。

(潮田) これの自己負担というのはどのようになるのでしょうか。

(こども未来課長) 自己負担額のほうですけれども、トワイライトステイのほうにつきましては、区分を3段階に分けておりまして、生活保護世帯は利用者負担額はゼロ、市民税非課税世帯が300円、その他の世帯が750円、それとショートステイの事業でございますけれども、こちらが生

活保護世帯が、こちら2歳未満児と2歳以上で分けておりまして、いずれも生活保護世帯は負担はゼロ、それと非課税世帯につきましては、2歳未満児が1,100円、2歳以上児が1,000円、その他の世帯が2歳未満児が5,350円、2歳以上児が2,750円ということで、加須市のほうが同様の事業を進めておりまして、同じ施設で今後議会議決後に協定等を結べればこのような額で利用者負担額が決定されることとなるかと考えております。

以上です。

(潮田) 済みません。今2歳まで聞き取れたのですけれども、3歳からのところ、ちょっともう一度確認したいと思います。

(こども未来課長) ショートステイのほうは、2歳未満児と2歳以上の区分です  
以上です。

(潮田) 2,350円とか2,750円とかというのは、これは。

(何事か声あり)

(潮田) わかりました。3歳ではなくその他ですね。了解です。  
時間ですよ。

(委員長) では、一旦中断しますか。

(福祉課長) 済みません。先ほど潮田委員さんの答弁の中で、超重症心身障がい者のレスパイトケア事業の対象者の負担でございますが、市県民税の所得割「16万」と言いましたけれども、済みません、そちらは障がい者のほうで、障がい児につきましては「28万円未満」の方が4,600円ということですので、おわびして訂正をさせていただきます。済みませんでした。

(委員長) では、また後ほどの時間をお願いいたします。

(潮田) はい、わかりました。

(加藤) まず、11ページなのですが、先ほど避難行動要支援のというふうなことで前任者質問されましたけれども、これ5年前からの実施の中で災害時の要援護者的な、そのことの内容の答弁でしたよね。ですよ。それで、私の記憶の中には災害時要援護者というのは本人が希望をした

中で2人援護する人を、本人が誰々と希望してもいいし、いなければ町内会長さんなり民生委員さんたちがというふうなことですよね。そのやっていることわかるのですけれども、368万というふうなことは予算的なものがどういったものに使用されるのですか。

(福祉課長) 避難行動要支援者システムの更新業務ということでございまして、5年前に既にこのシステムについては導入されております。ソフトとハードということでございますが、今回はサーバーですとかパソコンですとか、そういったものが5年を経過いたしましたので、そろそろ更新時期を迎えるということで、28年度については1年ぐらい保守を延長して何とか我慢して使っても保守の中で対応できるだろうということで、29年度にサーバーとパソコンを入れかえるという予定でございます。

以上です。

(加藤) では、その登録した人たちのシステムをする内容のときに使うパソコンとか、そういったところでの予算というふうなことになるわけですよね。でも、ただ毎年やっている中で、それはもう更新しなければということでこの予算がかかるという、その意味はわかるのですけれども、実際に要支援者と支援のほうの人のことって、今まで5年間のうちにはほとんど何もない状況かなと思うのですけれども、そのことだけでこんなに368万もの費用が、そのことやることの事業に対してこんなにやっばりかかるものなのですか。

(福祉課長) 確かに避難行動要支援者の対象者につきましては、27年の、これ5月と、ちょっと古い数字で申しわけないのですが、752人の登録がございまして、では、この人数だけに368万も費用かけるのかということでございまして、そうではなくて、対象者がおりまして、まずは介護保険の要介護度ですとか、あるいは障がいをお持ちの方ですとか、あるいは高齢者のひとり暮らしですか、高齢者のみの世帯ですとか、そういった世帯の方を事前に登録をしておきます。その登録しておいた情報を、いざ災害があった場合については、そういった方について災害弱者という意味合いでいち早く安否確認をするということのための、事前に行政内

部での情報を掌握するためのシステムということでご理解いただきたい  
と思います。

以上です。

（加藤）では、私も私のは誰々さんがそういうふうになっているのだよ  
という話も聞いたことあるのですけれども、例えば毎年必ずしも同じ人  
が援護者になってくれるとは限らないというか、一回登録したからとい  
っても。そういうのってちゃんと、機械だけ更新するのではなくて、内  
容的なものも、そういうふうなこともちゃんとチェックが入っているの  
ですか、こんなにお金かけてちゃんとシステム化してやっているという  
ことは。

（福祉課長）こちらにつきましては、住基システム、それと介護のほう  
ですと介護のほうのシステム、あるいは障がいのシステム、そういった  
各システムとも連携をしておりますので、1週間置きとか1カ月置きと  
か、そういったところでまとめてデータを更新しているということにな  
っております。ですから、あとは登録してある方がもし亡くなったりと  
か、そういった場合については自動的に更新はされることになっており  
ます。

（加藤）本当にきめ細やかなそういうふうなことやっていただいている  
のはいいのですけれども、何かちょっと見えない。ただ、本当に登録を  
したというふうなことだけで、一番最初登録したときには自治会長さん  
なりもう全部どなたが登録をして誰が援護者になってくれるかというふ  
うな名簿ももらってというふうなこと、個人情報になるので、みんなに  
配っているわけではないのですけれども、そういうことが、名簿が来て  
いるというふうなことも私も聞いてはいるのですけれども、そういうの  
って毎年やっぱり自治会長さんなりとか、ここのシステムだけでやって  
いるのではなくて、自治会長さんなんかも本当に5年間の間に、やはり  
高齢の方が登録するわけですから、亡くなっている方も何人もいらっし  
やるのです、実際、私もうちの地域だけで見ても。そういうのもお互い  
のちゃんと連携ができていますのですか。自治会長さんが推薦してお願い  
した人ももちろんいらっしやるわけだし、そういう中での。

（福祉課長）情報の更新につきましては、自治会長さん並びに民生委員さんに対しましては、データの更新があった場合について、1年に1度ですけれども、名簿の更新をさせていただいております。

以上です。

（加藤）収入と支出の関係が全部出てくるわけですので、支出のほうでいろいろ聞いていきたいと思います。

40ページなのですけれども、下のほうにラインがあるそのちょっと上の権利擁護人材育成事業補助金というふうなことで、これ市民後見人というふうな……これまだ歳入のほうでしたね。では、いいです。歳入のほうでこれ補助金も来る関係で聞いてしまいますけれども、市民後見人、今までも後見人ということ、弁護士さんとかいろいろそういう方に後見人としてやっていただいている方もいらっしゃると思うのですけれども、市民後見人という話、もちろん前からあったわけですけれども、実際に市民後見人といってもそんな簡単に、先ほどの要援護者の関係みたいに、では誰かにお願いするという簡単なものではないと思うのですけれども、市民後見人になっていただく方をどういった形で拾い上げるというのか、お願いできる人を見つけ出すというか、そういう人に対して、あくまでも市民というふうなことである中で、どのぐらいのどういう条件の中でそういうこと、お願いできるようなことをやっていこうと思っているのか聞きたいのですけれども。

（福祉課長）市民後見の制度につきましては、高齢者が増加する中で、今弁護士さんとか司法書士の方、そういった専門職の方、それ以外に市民後見人を育成しなければならないということで、ことしの4月から社会福祉協議会のほうに委託をしまして、市民後見人の研修を実施していただいて、育成しようということで準備を進めているところでございます。また、社会福祉協議会のほうでも独自事業といたしまして、市民後見人の法人後見ですか、法人後見のほうも社会福祉協議会の独自事業ということで実施しようということを考えておりますので、依頼がありましたら、安定的で、あるいはそういった信頼性の高い社会福祉協議会のほうに、市民後見人の依頼があった場合についてはそういう市民後見人

を育成して、そこの支援員として市民後見人を、役割というのでしょうか、支援員としての役割に期待したいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）なので、社協のほうに委託して研修などをしながら育成していくということなのですけれども、これは財産に関してのいろんなことをやっていかなければならないわけで、本当に民生委員さんの役割なんかとは全くまた違うと思うのです。見守りして何かあったらというだけのことでなくて、個人的なものの財産管理をしていくとかということになるわけですけれども、どういうふうに研修をするに当たって、これはもちろん委託すれば社協で募集したりするのでしょうか、最低条件というか、どういった方を対象にそういう研修を行うというふうな、市としてもやっぱりただ社協に委託してしまうということではないと思うのですけれども、どんな考えなのでしょうか。

（福祉課長）市民後見人について、特に社会福祉協議会に依頼がある場合ですと、親族がいなく、かつ低所得者であったりとか、その後見人の業務が生活支援が中心の方、そういった方の依頼が多いと思うのです。そういった場合については、そういった市民後見人の方に依頼をしまして、そうでなく例えば財産の処分とか、そういった法的な、あるいは特別な専門性が必要な場合、そういったところについては部分的に分けて、専門的なことについては司法書士とか弁護士にお任せして、そういった生活の支援が中心な部分については市民後見人が担うと、そういった役割分担で後見をすることも可能になっておりますので、そういった役割分担で実施できればよろしいのかなというふうに考えておりますので、社協の広報紙やら、あるいは市の広報紙、ホームページ、そういったものを活用しながら広く市民後見人の講習会参加者を募集していきたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）では、成年後見人の中の補助的な役割というふうに受けとめてよろしいのですか。やっぱり生活支援、例えば生保の方がいらっしゃいますよね。

(福祉こども部長) 今回市民後見人の養成ということで、社会福祉協議会さんが法人後見始めるということもありまして、セットで研修からお願いをして養成をするということで、今回予算書でいいますと93ページの地域福祉活動事業の中に実は権利擁護人材育成事業委託料というところで300万組ませていただいて、実はこれ補助のほうは300万、歳入先ほどありましたので、全額補助という形で今鴻巣市のほうで活動を始めようとしております。ご質問のありました後見人の役割なのですが、あくまでも補助的な活動ですかというご質問の内容でしたが、市民後見人の実際の活動のパターンからいいますと、個人型といたしまして、市民後見人自体が直接後見人として活躍をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。現に鴻巣市内にも2法人、NPO法人として個人型の後見をやっていらっしゃる方がいらっしゃると思います。それから、法人型といたしまして、市民後見人と専門職の後見人が一つの法人の中に集まってやっていくみたいなイメージのもの、あとは先ほど福祉課長のほうが話しました社協関与型といたしまして、実際には社会福祉協議会のほうが法人後見を行う際に法人後見の専門員と、それから法人後見の支援員というのを、2つのグループを使いながら………やっていくときに市民後見人を法人後見の支援員としてご活躍をいただくというようなやり方もあります。あとは、リレー型といたしまして、市民後見人で一旦やっていたものを最終的にはなかなか複雑な内容になってきたので、専門の後見人をお願いをするというような、いろいろな形があるようです。全て社協のために、法人後見のためにうちが市民後見人を養成するというよりは、実際には成年後見制度について広く市民の方に周知をしながら、その中から市民後見人を養成していくのが鴻巣市の本来の目的であると存じます。

以上でございます。

(加藤) とりあえずは、部長が今答弁しましたけれども、市民後見人でできないというか、それ以上のことは成年後見人のほうにというふうなことあったわけですから、あくまでもその人の補助というふうなことではないにしても、やっぱり本当に専門的知識があつて、何でもさばける

というか、そういう方でなくても大丈夫というふうなことになるわけですか。資格的なこととかそういうこと、専門的なのということでもなくとも、研修をする中でやっていくわけですよ。一度研修をして、その人を市民後見人として委嘱するというのか何するというのかわかりませんが、そういう研修を受けた人に対してそういうふうに認めるわけでしょうけれども、ただその人がなったからといっても対象の方がその方に必ずしもすぐをお願いするということがあるかないかということとはまた別な話ですよ、それは。

（福祉こども部長）ほかの他の市町村さんの例を見ますと、市民後見人の養成講座を行って、実際に講座の修了者の中から市民後見人の候補者名簿ということで、その名簿に登録をする際に何らかの形でアクションをとって、この方を登録していいかどうかという判断も出てくるというような整理をさせていただくのかと思います。

以上です。

（加藤）では、先ほど歳出のほうだけでというふうな話ししたのですが、この予算がどこにあるのかわからないので、歳入のほうでちょっとお聞きします。45ページのところの上から3段目のところの防犯共助県づくり推進事業ということで、これは新1年生の防犯ブザーの関係だというふうな話を、説明をされたと思うのですが、防犯ブザー、確かにもちろんやっていただいてありがたい話なのですが、すごくやっぱり壊れやすい。防犯ブザーがよく壊れてしまうという。私なんか1年生を学校にいつも時間があると迎えに行く中で、ちょっとするとすぐビーと鳴ったりなんかするのです。とっているのではないのです。何かでこうしただけでブザーが鳴ったりとかなんかしてしまうし、すごくやっぱり壊れやすいのだよというふうなことを聞いています。なので、しゅっちゅう連絡メールが来た中で、こういうことが今あった、鴻巣市内でもこんなことがあった、あんなことがあったというメールが入ってくるのですけれども、やっぱりいざというときにこれが使えないということだと、ただ本当にランドセルに提げているだけでは意味ないと思うので、もうちょっとやっぱり予算をとって、もっと壊れにくい防犯ブザ

一をあげたらいいのではないかなと思うのですけれども、また28年度も同じようなものの予定の予算なのですか。

(教育総務課長) 防犯共助県づくり推進事業補助金なのですからけれども、先ほど委員さん言われましたように新入学生、小学校の入学生に1人ずつひなちゃんの防犯ブザーを配布するという、そのための補助金になります。歳出でいいますと、小学校の施設維持管理事業の中の消耗品費というところで歳出のほうには計上してはありますけれども、一応これにつきましては新入学児童の、特に不審者とかそういう安全面を考慮して新入学生一人一人に配布をして、いざというときにブザーを発報していただくという。入学時につきましては、ひなちゃんの防犯ブザーと、あとはトラック協会からのほうのブザーですか、そちらのほうを1セットでお配りをして、ランドセルにつけたりだとか、あとは帰って遊び行くときのちょっとしたバッグにつけるだとか、一応そういう形でつけるようお願いはしていただいております。ご指摘のように壊れやすいというものもあるのですけれども、子どもからしてみればかわいいひなちゃんの形なので、一応ランドセルなりにつけていただいて、いざというときのために、防犯の意味を含めて配布をしているという、このような状況であります。

(加藤) では、次に行きます。

100ページの上から3段の欄のところなのですが、扶助費のところでは障がい者移動支援事業というふうなことですけれども、これというのは移動支援助成事業支援費ということですからけれども、これって実際どこでこれを実施されているのかなというふうに思うのですが。

(福祉課長) NPO法人のにじさんですとか、そういった社会福祉法人、NPO等で実施をしております。障害者総合支援事業の中で実施している障がい者の移動支援事業ということでございます。

以上です。

(加藤) では、どこどこに委託をして、そこに助成しているというのではなくて、何か所かのところのこれが全体の、そういうやっていただいている全ての予算計上というふうなことなのですか。先ほどにじとか何

かと言っていましたけれども。

（福祉課長）事業所につきましては、全部で42事業所ございまして、市内が17カ所、市外が25カ所になっております。

以上です。

（委員長）加藤委員、時間なので、今の項目が終わってればまた引き続き後ほどということに。

（加藤）では、とりあえず一旦区切ります。

（委員長）では、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）



（開議 午前10時40分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（竹田）ちょっと保育に関連した質問からしていきたいというふうに思います。

33ページ、それから42ページ、これは国と県からの延長保育の補助金みたいな形で来ています。延長保育という概念は、何時から何時までになっているのでしょうか。33ページと42ページに延長保育事業費補助金1,703万2,000円。42ページがわかりやすいので、一番下のところで延長保育事業費補助金というので、国が3分の1、県が3分の1。

（保育課長）時間につきましては、保育標準時間と保育短時間と今ありますけれども、保育標準時間が11時間ということになっておりまして、その11時間を超えて保育をした時間帯が延長保育の時間帯となります。以上です。

（竹田）ということは、11時間を超えた保育については、国から、県からそれぞれ補助金が出てくるのですよね、標準時間。にもかかわらず、なぜ時間外保育料として朝の7時から8時半、夕方も4時半から6時までというところでお金をいただくのですか。

（保育課長）公立保育所については、こちらの補助金は一切出ておりません。民間の保育園や認定こども園、小規模保育事業所等にこちらの補助金が出まして、その費用の一部に充てているということになります。

(竹田) では、児童福祉法の第24条はどのようなふうになっていますか。児童福祉法の第24条には、自治体は保育に欠ける子どもがいる場合は保育しなければいけないという義務規定があるのです。子ども・子育て支援法とかいろいろ法律が変わる中でも、児童福祉法の第24条は残ったのです。保育に欠ける子どもがいる場合は、各自治体は保護者の要請に従って保育をしなければならない規定が残っているのです。ということは、さっき言った延長保育についても、認定保育の子どもについては国から出るけれども、では公立は出ないからといって時間外保育料を取るということは、保育に欠ける者について同じにしなければならないという法のもとでの平等という点からいって、法のもとからいって、たまたま認定こども園に入ったから時間外保育料を取るとか取らないとかいうふうなことでは、先ほど給食費の問題もあったけれども、公立保育所は1,000円ですと、民間によっては1,100円もあれば最高1,600円ですということでは、親たちのさまざまな都合があるけれども、同じ中身の保育を提供しなければならないのではないかという、私はそういう問題意識のもとであえて質問をしています。そういう点ではどうでしょうか。

(保育課長) 子ども・子育て支援法のもとに保育標準時間11時間については保障して保育しております。それを超えたものにつきましては、それぞれの考え方のもとで運営をしているというふうに認識しております。

以上です。

(竹田) いいです、これは長くなるので。法のもとでの平等というところも含め今後私はいきたいなというふうにちょっと思っています。それと、来年度の保育所の希望人数というのが、資料請求した中で1,666人と定員を超えているところもあれば、まだ入っていない、定員に達していないところもありますけれども、26ページに保育所運営費保護者負担金という、これは民間保育所ということでご説明がありました。前年度よりも民間保育所というか、ふえているというふうに認識しているのですが、保育料は保護者負担金は減った予算にしているのですが、何ゆえにこういう金額になるのでしょうか。

(保育課長) 昨年度当初には入っておりませんでした多子減免をもう既に見込んでおります。また、国からはっきりはまだ示されてはいないのですけれども、年収360万円未満の世帯につきましても減免の制度ができますので、そちらのほうも見込んで少なく見積もっております。以上です。

(竹田) いわゆる国から多子世帯の保育料の補助が出ていると思うので、それは子どもが多ければ、今まで年少扶養控除があったにもかかわらず税制改正で年少扶養控除が減らされてしまったために、多子であれば保育料が上がったという矛盾もあったのです。だから、そうしたことも含めた措置なのかどうかちょっと確認をします。

(保育課長) 国の制度と、あと県の制度に基づいた多子減免ということでやる予定でおります。以上です。

(竹田) 続いて、資料の10ページでちょっとお尋ねをします。これは、来年度予算書を作成するに当たって、資料の10ページ、ごめんね。持っていない。

(何事か声あり)

(竹田) 持っていないの。自分たちでつくったのではないの。

(何事か声あり)

(竹田) ごめんね。そうか。そういう認識で、済みません。でも、根拠があるからこういう数字って出てくるのよね。だから、さっき言った保育料が少ないのはなぜといたら、多子世帯、いわゆる保育料を軽減するから、民間でも減っていますということなのですけれども、その数字的な根拠がこの10ページにある、今子どもはふえているけれども、多子世帯の保育料の補助があるために保育料収入が減ることの一つのあれだと思っておりますけれども、平成28年4月、不承諾者数というので、2次審査後ということが出ています、39人。この不承諾者のちょっと内訳についてまず1点目からお尋ねをしますが、保育の入所希望をするに当たっては5次まで募集かけるでしょう。第1、第2、第3、第4、第5まで希望しているという、その第5までの部分がここに入っているの

かどうか、まずここ確認します。

（保育課長）1人の方が5つまで希望する保育所として書けるような入所申込書になっておりまして、第5希望まで書けるというようなことになっているのですけれども、この不承諾者のうち34人の方は、希望の保育所に空きがなくて入れなかった方ということになります。ご本人が5つまで書けるのですが、5つ書いているとは限りませんで、入りたい保育所に入れないのでという方になっております。

（竹田）ということは、あと5人は。

（保育課長）あとの5人の方は、ご本人が育児休業を延長したいというご希望がありまして、延長するに当たっては証明書が必要ということで不承諾書類を欲しいというようなことで申し込みの手続を踏まれたという方になっております。

以上です。

（竹田）わかりました。不承諾通知書があると基本的には入れないから、もう少し育児休暇を延長しますというのが今の仕組みですから、それでやっている。ということは、逆に言えば入れなくて困っているのですということとまた違うの。

（保育課長）ご希望がまず育休を延長したいというのがあってということになりますので、手続上は入れなかったから延長しますということにはなるのですが、事情としてはそういうふうになっております。

（竹田）ということは、早い話が手続上入れなかった、だけれども育児休暇のある職場だから、とにかくやりましょうということでしょう。手続上は入れなかったわけでしょう、基本的には。

（保育課長）まず、多分お子さんを見ているうちにかわいくなってしまって、自分で長く見たいというようなご希望に変わられたのだと思うのです、とっている間に。それで、延長をしたいというのがまずご希望にあって、延長するための手続をとられたということです。

（竹田）では、そういう人も中にはいるかもしれないけれども、私の知っている人は、昨年10月から職場復帰をする予定だったのですけれども、職場復帰をしたいと思って、馬室保育所に途中入所を申し込んだの

ですけれども、結局1歳児の空きがなくて不承諾書というのをもらいなさいと職場から言われて育児休暇を延長した人がいるのです。だから、さっきのもちろんかわいくてという人もいるかもしれないけれども、実際には職場が要求している、不承諾書を要求しているというのが実態ではないですか。

（保育課長）そこまでの話は認識しておりませんかというか、聞いている範囲にはありませんので、ちょっと例としては承っていないです。

以上です。

（竹田）私が例としてお話をしましたので、そういうことがあるよというのもよく認識していただきたいというふうに思います。

希望する保育所がないというところでは、特に深刻なのはゼロ歳、1歳、2歳、いわゆる3歳未満児の保育所が足りないというところは、では3歳未満児が入れるところはどこですか。

（保育課長）定員でいいますと全て入れます。

（竹田）では、鴻巣保育所に1歳児で希望したら入れるのですね。

（保育課長）市内のどちらか保育所を選ばなければあいているところがあるという意味です。

（竹田）では、ちょっともう少し詳細に教えてください。さっきのあいていれば、選ばなければならないということは、どこでもあいているというふうにおっしゃったので、私は鴻巣保育所は1、2歳児はあいているのですねというふうにお聞きしたのです。

（保育課長）申しわけございません。どこでもあいているという意味ではございませんで、市内のどちらか選ばなければ定員にあきのあるところはありますという意味で、よろしくお願いします。

（竹田）わかりました。では、どこですか……ごめんなさい。せっかく調べていただいているので、後でお聞きをします。時間との関係で。というのは、先ほど放課後児童クラブの話をしたときに、定員がいっぱいだから、そのいっぱいのところでは近所に余裕教室がないところからプレハブを建てていくというふうにお答えになりましたよね。ならば、希望の多いところ、それからあいているところも含めて、やっぱり保護者の

ニーズに応じていくという施策を私は展開していくこと必要だと思うわけですね。だから、さっきあいているところはどこかということは、逆に言えばいっぱいなところはもういっぱい、例えば保育の内容がいいとかということから結構人気があっていっぱいになってしまうところと相談をしながら、やはり市の政策として、1歳児が19人、2歳児が12人、34人は希望する保育所に入れたい、これは4月の段階だからね。4月の段階ですよ。今後ふえる可能性ありますよね。育児休暇がとれたときに入れてくださいという人たちも含めてもっとふえる可能性ありますよね。だから、そういうふう考えたときに、保育の施策として、認定こども園もそうですけれども、もっともっと保育所の施設を整えていく必要があるのではないかというふうに思うものですから、あえてちょっとこのところで質問させていただいています。いかがでしょうか。

(福祉こども部長) 保育所の整備についてということのご質問です。委員のおっしゃるとおり、実はゼロ、1、2歳というのは大幅な伸びを示しております。昨年の4月とことしの、これ実は今回の保留の通知の件数につきましては、一部5月の入所の方の数字も入っているのですけれども、含めた上でということになります。今回27年の4月と28年の4月、まだ仮ですけれども、それで比較をいたしますと、ゼロ歳児がふえているのが15人。1歳児、産休、育休明けですよ。その方たちは46人、それから2歳児は56人、昨年の4月に比較してそれだけの人数がふえています。それから、3歳児でいきますと16人、4歳児でいきますと29人、逆に5歳児は減少という傾向にあります。ですから、1億総活躍社会の中で女性が働き始めて、お子さんがある程度小さなうちから保育所にお預けになって働き始めているという事実も確かにあります。そこで、鴻巣につきまして、保育課につきましては、保育所の整備に力を入れているということになります。ですので、先ほど放課後児童クラブのお話がありましたが、放課後児童クラブについてはある程度学校に1つということ整理をさせていただいて、その中で調整をさせていただいているので、実はまるっきりあいている放課後児童クラブもあります。ただ、遠くに行ってくれと言うわけにはいかないのです、子どものことですので、

放課後ですので、それはまた比較がちょっと違うかと思いますがけれども、保育所の場合は全体の中で皆さんにご希望を聞きながら、その中で調整しているというのが現状です。ゼロ、1、2歳への対策として、現在幼稚園から認定こども園への移行ですとか、小規模保育事業所にこちらのほうからお願いをするような形ですとか、あとは事業所内にある保育所に関して、事業所内だけでなくて給付を受ける小規模のほうに移っていただけないでしょうかというふうなことで現在整備に向けて準備をしている、整備をしているという現状です。

以上です。

（竹田）ということは、今不承諾通知書もらったのが私は保育所に入れませんというこのメールになって、それが国会の中で私は保育所に入れないのだというのを、多分これは広がると思います、SNSのあれで。ということは、鴻巣も決して例外ではないわけです。だから、逆に言えば民間を当てにしないで市として例えば未満児のところだけでもふやすとかいうことは考えないのか、市として独自に考えられないのかどうかお伺いしておきます。

（福祉子ども部長）それにつきましては、先ほどのお手元の資料、議会請求資料の公立私立保育園入所承諾数というところだけでは全て見えてこないのですけれども、公立保育所のゼロ、1、2はなるべく入れるぎりぎりぐらまで努力をして受け皿をつくっているのも現状です。去年は、川里ひまわりで受け皿をふやして対応させていただいています。ことしにつきましても、各公立保育所、低年齢児に対する対応をできる限り行って、先ほど保留というお話がありましたけれども、なるべくご希望になれる保育所に入らせていただけるような努力も進めております。

以上です。

（竹田）これは、本当に1億総活躍と言いながら保育所に入れない、とりわけ女性の問題も含めて希望しておきたいと思います。これがふえないことを願うばかりですので、また途中でお聞きをするようにしたいと思います。

続いて、104ページの敬老祝金支給事業、敬老祝金で2,765万円、毎年減

らすということで、ことしは7,000円だよという予算ですよ。一番は、対象者がふえる。だから、1万円から8,000円、7,000円、6,000円とか5,000円にするということですがけれども、でも総支給額は前年と比べて、ことしは2,760万円なのだけれども、去年は2,894万6,000円です。だから、対象者がふえるから減らすというよりは、金額を減らすために1,000円ずつ減らすのではないのという、ちょっと私はゆがんだ見方をするのですけれども、いかがでしょうか。

(長寿いきがい課長) 対象者なのですけれども、28年度の敬老祝金、100歳以外の方の対象者3,750名予定しております、昨年度の対象者は3,437名ということで、対象者のほうは今年度のほうがふえております。ただ、ご指摘のとおり8,000円が7,000円になったというところで、その分の差でございまして、総額とすると落ちているというところでございます。

以上でございます。

(竹田) ということは、その年によってももちろん対象者違うけれども、逆の見方をすれば同じ金額だっていいのではないのという見方もできると思うのですけれども、そこら辺は検討できるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 28年度、単年度を見てしまいますとそのような金額は減ってきてけれども、実際にこれから高齢化がさらに進んでまいりますので、対象者については右肩上がりでごっと伸びてまいりますので、そのところではいたし方ないかなということで判断をさせていただいております。

以上でございます。

(竹田) 続いて……

(委員長) では、ちょっと時間超過しているので、あとはその後をお願いします。

(矢島) 45ページ、小学校費補助金、この中のみどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金なのですが、これは県の補助金ですから、県のメニューの中にあると思うのですけれども、どういう内容なのでしょう。聞きたいことは、緑いっぱいですから、芝生でなくてもいいのかなど。例

えばいろんなメニューがあって、その中から市がこれを選択したのか、それとも緑の中から市が芝生を選択したのかということを知りたいのですけれども、お願いします。

(教育総務課長) これは、県の補助金として、昨年まではみどりの園庭・校庭促進事業補助金という、いっぱいのがなかったのですけれども、一応県のほうではみどりの園庭・校庭促進事業については27年度で終了というふうに聞いて、これについては校庭の芝生化のほうに予定しているのですけれども、28年度については補助金についてはどうなるのですかと県に確認したら、こちらのほうのみどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金というのが県のほうで新しく創設されるという話があったので、こちらのほうを校庭の芝生化のほうに充てるという。ですから、うちのほうの芝生化を予定しているのに当たって県の補助金これが対象になりますかというふうに確認したら、対象になるということで、こちらのほうの補助金をいただくという、そういう形で計上させてもらっております。

(矢島) では、芝生でなくてもいいわけですね、ということと、園庭とあるから、別に学校でなくても、例えば保育所とか、それでもいいのか、この2点についてお聞かせください。

(教育総務課長) 細かい内容までは見ていないのですけれども、恐らく植栽だとかそういうことで、あとは植林だとか、そういう形でも対象にはなると思います。ただ、昨年度までの補助金の支給内容ですと、校庭の芝生化にあわせて植栽、木を1本以上植えなさいという、そういう制限がありましたので、各学校においても芝生化に当たって木を1本以上植える形で補助金の対象にしております。

済みません、あと1点。これは、小学校だけではなく、保育所なんかでも対象にはなると思います。ただ、最小面積というものが恐らく限られてくると思います。そこまでは細かくは確認しておりませんが、対象面積が例えば5平米だとか10平米だとか個人の庭先だとか、そういうものは対象にはなっていないと思います。

(矢島) では、52ページをお願いします。保育所受託収入のところ、

6名の方が他市町村からこちらに入所しているということなのですが、では逆に鴻巣市から他市町村へ何名くらい行っていらっしゃるのかお聞かせください。

（保育課長）管外の保育所を利用している児童ですが、3月現在で55人です。

（矢島）どこの市町村に何人かという内訳はわかりますでしょうか。わかったらお答えいただきたいのですが。

（保育課長）申しわけございません。今手元に資料がございませんので、後で用意でよろしいでしょうか。申しわけございません。

（矢島）では、他市町村から鴻巣市へという方なのですけれども、入所の基準というのは全く公平にやられているのでしょうか。例えば鴻巣市のお子さんたち、言い方悪いですけれども、張りつけが全部終わってあいていたら考えますよということではなくて、みんな同一の基準で選考しているのかどうかということをお聞かせください。

（保育課長）入所の選考に当たりましては、鴻巣市保育の利用調整に関する基準要綱というのを定めまして、そちらに照らし合わせて点数化をしまして、その点数の高い方から入所というようなことになっております。管外の方については、点数が低いことには設定しております。

（矢島）点数が低く設定しているというのは、ちょっとイメージがわからなかったのですが、点数を低く設定しているという意味がちょっとわからなかったのですけれども、済みません。

（保育課長）利用調整というのに2つの指数を使っておりまして、基本指数というのは就労の時間等によって点数化をしております。例えば週5日8時間以上勤めている方につきましては、お父さん12点、お母さん12点、それぞれ12点ですとか、あとは求職活動ですとか就学ですとか、そういう要件によって点数が分かれております。それともう一つの点数表が調整指数というものになっておりまして、家庭の状況によって、例えば母子家庭の方ですとか父子家庭の方ですとか、両親が8時間勤めるとして24点なのですけれども、こういう方は25点ということで、その方たちよりも高い点数になるように設定されていまして、

それから両親ともに8時間ずつお勤めでも広域入所で管外からいらっしゃる方については、申しわけないですけれども、マイナス3点ということで評価をさせていただいております。

以上です。

(矢島) 近隣の自治体と連携をとることも大切だと思うのですが、今回6名ということですからけれども、管外から何名ぐらいの応募があったのでしょうかということわかればお聞かせいただきたいのですが。

(保育課長) 申しわけありません。それも手元に資料はないのですけれども、第5希望とかの中に鴻巣が入っていたりしても他市町村から照会はかかってきます。ですので、そういうのを全部足し込んだ数字を今把握しておりませんで、申しわけございません。

(矢島) 了解しました。

95ページ、国民健康保険出産費貸付事業についてですが、この利用者、何名くらいこの制度を利用されているのかお聞かせください。

(国保年金課長) 直近ではほぼない状況になっております。というのは、平成21年10月より医療機関への直接払い制度が開始されておまして、医療機関への一時金の入金されておりますけれども、医療機関への一時金の入金が出産から2カ月程度かかるということで、中には医療機関で資金繰りに対応できないという場合にそのために制度として残しておりますけれども、24年度からは実績はございません。22年度1件ありましたけれども、そこが最後の実績となっております。

以上でございます。

(矢島) 117ページ、一番下の病児保育事業ですが、たしか9月の定例会のときに、私これ決算のとき質問させていただいたのですけれども、地理的なことと、それからアピール不足だという答弁だったと思いますが、では平成28年度に向けてというか、平成28年度はどのようにアピールをしていくのか、具体的な方策がありましたらお聞かせください。

(保育課長) 年度当初に市内の全ての保育所、幼稚園、認定こども園、小規模事業所、家庭保育室、小学校へ個人に渡るような通知をお出しする予定でおります。

以上です。

(矢島) わかりました。

次に、118ページ、ちょっとこの項目でいいのかどうなのかということもあるのですが、保育所費庶務事業ということなのですが、職員研修について、保育所職員の研修についてどのような研修を行っているのかお聞かせください。

(保育課長) 昨年度と今年度同じ研修になるのですけれども、リズム研修といいまして、お子さんと体を動かして意味のある動きをして子どもの発達を促すというようなリズム研修というものを行っております。今年度につきましては、3カ所やりまして、来年度は5カ所なのですけれども、1カ所は川里ひまわりなので、人数が多いので、6カ所分という、そういうふうなことで、予算も昨年5万からことし10万ということで倍になっております。そのような研修を行う予定です。

(矢島) 研修担当ではないので、もしわかったら結構なのですけれども、専門研修以外に例えば階層別の研修ですとか一般研修、どのようなことが行われているか、わかる範囲で。わからなかったらいいです、一言でデータがないということで結構なのですけれども。

(保育課長) 職員研修のほうは、ちょっとデータがございません。申しわけないです。

(矢島) では、臨時職員にどのような研修を行っているかお聞かせください。

(保育課長) ただいま申し上げました研修につきましては、臨時職員も一緒に行っております。保育所に講師の方が行ってくださって、そこで子どもと臨時職員を含めた職員とあわせてどんなふうに接するかというような研修ですので、全員が対象となっております。

以上です。

(矢島) それでは、143ページ、一番下のほうです。母子健康教育事業についてですが、事業内容と参加者数についてお聞かせください。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 母子健診事業といたしましては、4カ月、1歳6カ月健診、3歳、5歳ということで定められた健診

がございます。その際、4カ月健診につきましては、該当者791名のうち778名が受診、1歳6カ月健診におきましては865名中850名、3歳児健診におきましては936名中881名が受診済みとなっております、平均すると九十六、七％となっております。

以上です。

（矢島）186ページお願いします。一番下です。外国語指導助手配置事業でございます。これは、民間ALT派遣委託料ということですが、委託をしているということですがけれども、委託の条件、例えば鴻巣市がこんな条件をつけて委託契約を結んでいるのだ、どんな条件をつけて委託契約を結んでいるのかお聞かせください。

（学校支援課長）こちらは、業者選定に当たりましてはプロポーザル方式というのをとりまして、業者に実際会議室に来ていただきまして、それぞれプレゼンテーションを行いまして、それで私たち学校教育部の者が審査をした結果選ぶと。得点をつけて、1位になったところということで決めております。

以上です。

（矢島）どんなところに着目して業者を選定していますか。

（学校教育部長）それでは、私のほうからお答えいたします。

何といたっても外国語指導助手、ALTの質、これが第一に考えております。本市は、来年度12名を予定しておりますので、その12名が質の高いALTがきちっと確保できるのかどうか、そこが第一でございます。委託料もあるのですけれども、プロポーザルと今課長が申し上げましたところはそれが大きな理由であります。それと、やはりALTの質の問題では、ある程度の日本語力がないとこれはもう小学校にも配置できませんので、それも我々としては重要な部分と捉えております。あとは緊急の場合の連絡体制、これが業者と教育委員会、また学校とで円滑に行われるのか、そんな点を重視して判断しております。

以上でございます。

（矢島）最後に、英語力というものを教育委員会としてはどのように見ているのか。例えばみんながやっているから、同じようなことをやって

おこうという考えなのか、それとも前に前にもっとグローバル化に対応できるように進めていこうとしているのか、このことについてお聞かせください。

（学校支援課長）基本的には、学習指導要領で示された学習内容、これを全児童生徒にしっかり習得してもらい、日常会話、中学校3年生になれば日常会話ができる、それからALTの配置によりましてネイティブの発音に触れる機会を多くするというところで、今年度から2名ふやしていただきました関係で、子どもたちも臆することなく外国の方と話せるという機会がたくさん得られましたので、繰り返しますが、学習指導要領で示された基準となる学習内容をしっかり把握してもらい、その定着が今図られているものと認識しております。

以上です。

（学校教育部長）補足いたします。ご案内のとおり川里地域では、国の事業で英語の研究を進めております。平成28年度は、いよいよ中間発表というような時期でもありますので、小学校の英語の教科として必修化に向けた取り組み、またその研究も進んでまいりましたけれども、最終的には中学校での英語の授業もノンジャパニーズといえますか、英語だけで単位時間の授業が展開できるぐらいのところも想定はしているのですけれども、それは実現するかどうかわかりませんが、いずれにしても本市では国の事業を受けている関係もありますので、他市の、また県内での先進的な取り組みが進められるように取り組んでいるところであります。

以上です。

（矢島）であれば、学習指導要領の日常会話程度よりももうちょっと設定値を高くしてもいいのではないかなと思ったのですけれども、学習指導要領、ずっと目標は日常会話程度ということだったのでしょいか、それとも語学教育を進めてきて少しずつステップアップしてきているのかどうなのか、そこわかりましたらお聞かせください。

（学校教育部長）日常会話的な部分を、例えばクラスの中でかなりの人数ができるようにするためというのは、これはかなり高いハードルもあ

るかと思えます。そういった部分では、今回の英語の研究も含めてそういったところも考えていきたいと思っておりますけれども、先ほど課長が言った学習指導要領のいわゆる最低基準よりは我々としては設定をやや高く持って取り組んでいきたいなというふうには思っております。以上です。

(矢島) 終わります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時23分)



(開議 午前 11時23分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) まず、自殺対策事業のことを聞きたいので、137ページになるかと思えます。今年度も123万1,000円という予算をつけてこの事業が展開されることになりましてけれども、28年度に何をしようとしているのか。新しい取り組みなどがありましたら含めて内容についてご説明いただきたいと思えます。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 自殺対策におきましては、現在国会のほうで自殺対策基本法の改正が今順次進められておりまして、この4月から改正された法律が施行されます。その中の重点項目としては、各市町村において行動計画の策定が義務づけられております。本市といたしましては、既に昨年度から28年度中に行動計画の作成をすとお話ししているところがございますので、その計画づくりが大きな1つのメインとなると思えます。また、法律の中で学校においても児童生徒に対する自殺対策に対する取り組み、教育等を行うこととするとされております。本市は、もう既に今年度から小学校、中学校におきまして、命の大切さというか、授業を行っております、大変有意義な授業が展開されており、今後も新年度以降、それを継続というか、実施を行うということ、若年層に対する自殺対策の啓発、推進を強く推し進めていく年ではないかなと考えております。

以上です。

(野本) まず1つは、行動計画の策定については、どのような工程を経てでき上がりにしていくのかということ伺いたと思います。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 基本的には、庁内で組織しております自殺対策の庁内連絡会がございます。その組織をもとに、当然今現在は健康づくり課で所管をしておりますので、その所管課において原案というか、先進地の行動計画であったり、現在の鴻巣、本市における自殺の現状、数値からそういったデータ収集を検討していきながら、法律に基づく若年層に対するケアをどの程度までやっていくのだからということ原課で考えた上で庁内の連絡会に諮り、なおかつ当然文教のこの委員会の中でも機会を設けまして、助言等いただくということになるかと思いますが、現状では具体的にいつの時点でどういうことまではまだ計画していないのですが、基本的にはそういった形で進めたいと思っております。

以上です。

(野本) 先ほどの1回目の答弁の中で、学校への取り組みというものが始まっているということでしたので、教育部局のその辺の受けとめ方、これは健康づくり部と教育部局で両方でやっていかなければならないと思っておりますので、どのように受けとめているのかということをお教側から聞かせていただきたいと思います。

(学校支援課長) こちら健康づくり課からも、例えば校長会などのところで講演会のご案内をいただいて、実際に何校かが講師をお招きして、土曜授業などを活用して、児童生徒だけではなく保護者、おばあ様、おじい様なども含めてそういった講演会を行っていて、大変いいお話だったということも聞いております。また、報道ではいじめが原因と思われる中学生、高校生の自殺というのがありますので、そういったところで生徒指導担当としては常に児童生徒のそういったいじめる側、いじめられる側の状況の把握、その早期発見、早期対応ということで委員会からも各学校への指導ということを行っているところでございます。

以上です。

(学校教育部長) 済みません、今の件で1点補足いたしますと、命の大

切さ、命に関する授業というのは、学校教育の中でもさまざまな場面の中で子どもたちに行っております。もちろんいじめの問題だとか、そういったこともその都度、その都度取り上げながらやっています。そういった意味で、今回教員からの話、指導というのではなくて、健康づくり部のこのような形での自殺対策事業の中で関係の方に講演していただくというようなことは、これも本当に子どもたちにとっても非常に意味のあることでしょうし、同時に学校現場の教員にとっても非常にプラスになる講演だなというふうには捉えております。

以上です。

（野本）自殺対策にかかわっていらっしゃる方々に聞くと、なかなか教育部局へのアプローチが難しいというふうに聞くのです。そんな中で、鴻巣市は非常にその連携がうまくできているというふうに聞くことがあります。そういう意味では、逆に抵抗感というのは教育部局にはなかったと言えればいいのか、でしょうか。

（学校教育部長）言葉として自殺ということが前面に出ると、やはり受けとめ方もいろいろありますので、それがちょっと懸念されたところだったのですけれども、実際にはそうではないということで、教育委員会も学校もそういう面では抵抗なくこの講演を受け入れているというところではあります。

以上です。

（野本）わかりました。

それでは次に、187ページのこのこの下のほうのところに小中音楽会開催事業ですとか、一番下には小中学校展覧会、美術展等補助事業というのがあります。要は子どもたちが芸術に触れる機会、自分たちがやるというのではなくて、いわゆる芸術に触れさせる機会というのを学校がどのように、どれくらいつくろうとしているのか、それを伺いたいと思います。

（学校支援課長）こちらの事業につきましては、市内小中学校または北足立のすぐれた児童生徒の作品、立体もありますし、平面、絵画もありますし、そういったものを見る機会、素晴らしいものを見る機会として、もちろん保護者にもご案内して、来ていただいて見ていただく機会とし

ているもので、その中身としては出品された児童生徒への賞状ですとか会場費ですとか、その辺に使わせていただいております。

以上です。

（野本）ということは、同じ生徒の作品の中のすぐれたものを見る機会という、あるいは音楽会についても同じようなことなのですか。

（学校支援課長）そういったすぐれたものを見る機会の場合と、それから小中の連携ということで、例えば県知事賞ですとか県教育長賞を受賞した生徒のすぐれた作品を同じ中学校区内の小学校の校内へ展示して見る機会ですとか、そういった交換、逆の場合もありますけれども、そういったすばらしい作品、小学生から見ると中学生になればあれくらいとか、こんなすばらしい作品も描けるのかという機会を提供する場合もございます。いろいろ中学校区でそういった作品の交換ですとか見る機会、または中学生の合唱を、特に中学校3年生ぐらいになりますと男の声、女の声、男性、女性の声しっかり決まってくるといいでしょうか、声の質が大変すばらしいので、そういった機会を、庁舎のバスをお借りしまして、中学校区内の小学校へ出前ではないのですけれども、合唱を披露すると。その小学校はまた小学校で全員で歌を歌ったり、そういった交換をしながら小中連携を含めた形でのいわゆる芸術の鑑賞というのが行われています。

以上です。

（野本）わかりました。以前は、オーケストラを呼んで学校ごとに聞かせてあげるような事業があったわけですがけれども、美術も含めてそのような機会というのは今後考えることはできないでしょうか。

（学校支援課長）こちらは、文化庁が主催する芸術、これは音楽だけに限らず、最近ですとヒップホップダンスですとか和楽器、太鼓ですとか三味線ですとか、そういうような文化庁が主催するものに応募して採用されますと劇団員がその学校へ直接来ていただくと。全部費用は文化庁が負担してくださるもので、ただ応募数が多いものですから、必ずしもそれに抽せんで選ばれるとは限らないというところがありますけれども、そういった機会を利用している学校もありまして、今年度につきま

しては松原小学校がヒップホップの劇団をお呼びして披露したということがありますので、市の負担ではないのですけれども、そういった事業も、こちらも推進しながら、素晴らしいプロの芸術、舞台ですとか音楽ですとか、触れさせる機会をまた推進してまいりたいと考えております。以上です。

（野本）ぜひともそのところはもう一工夫していただければなというふうに思うところです。今後そういう、市独自も大変だと思うので、いろいろな機会をよく探して、アンテナ高くしていただければと思います。続いて、210ページの図書館管理運営事業のことを聞きたいと思うのですが、図書館協議会の委員の報酬というのが出ておりますが、図書館協議会の委員会、審議会ですか、これ。協議会か、がどのくらいやって、どのような意見が出ているのか、そういうことを伺いたいと思います。

（生涯学習課長）図書館協議会、年に3回開いております。内容的には、市内にございます3つの図書館の運営が平成26年度から指定管理に移行しておりますので、その指定管理者からの報告を受け、その運営方法等についての意見を頂戴してございます。委員の中には、読み聞かせのグループに入っている方もいらしたりということもございますし、教員の方も入っておりますので、そういったところで中央図書館、吹上図書館、川里図書館、それぞれ特色を持って運営をしていただきたいというようなことで協議を毎回しているところでございます。

（野本）特色を持って運営をしていただきたいという意見があったことに対して、今年度図書館管理運営事業で何か取り組もうとしていることというのはありますか。

（生涯学習課長）この中で特徴的なものといましては、平成26年度から行っておりますが、学校図書館支援事業というものがございます。これは、拠点として吹上の図書館のほうに置きまして、平成26年度については小谷小学校と赤見台中学校に司書のほうを週に2回派遣をするというような形で運営をいたしました。平成27年度については、これを12校に広げまして、それぞれ市内の27校中12校の小中学校に、小学校が9校、中学校が3校ですけれども、それぞれ同じように司書を配置をいたしま

して、学校図書室のほうの古い本の整理ですとか、新しい本を学校の先生が選定するときの補助をしたりですとか、あるいはボランティアさんと連携をしていただいて、図書室の飾りですとか生徒や児童が図書室のほうに来やすいような形の展示、あるいは市内の本屋さんのような形のその月々に応じたテーマを持った図書の薦めなどを行っていただいているところです。平成28年度につきましても、従来、27年度に行いました12校にプラスしまして4つの学校に、それぞれ週1回になりますけれども、拡大をいたしまして、司書を派遣する予定となっております。以上です。

（野本）図書館の特色イコール魅力というふうになってくると思うのですがけれども、例えばキャンペーンだとか、そういう展開というのも今の中に含まれているということでしょうか。

（生涯学習課長）ただいま学校図書館支援事業のこと申し上げましたけれども、それ以外にも、例えばですが、夏休みの小学生向けに行っております自由研究の応援隊というような事業も行っております、これは3館の図書館のほうで自由研究に子どもさんが向かうときにどんなことをやったらいいかというようなご相談にそれぞれ個別に乗っているようなこともっておりますし、あるいは全国の図書館を使った調べる学習コンクールというのがあるのですけれども、こちらのほうは中央図書館を中心に行っておりますけれども、こちらのほうにそれぞれの小中学校から自由研究を行ったものをまとめたものを提出をしていただきまして、鴻巣市内でコンクールを地区大会というようなことで開いて、その中から優秀なものを全国のコンクールへ送るというようなことで、これは平成26年度の途中で始めたものですから、26年度はちょっと数的にも少なかったのですが、27年度については200名を超える小中学校の皆さんから応募をいただきまして、全国のほうに9点ですか、上げたような状況がございます。

（野本）ちょっと191ページに戻って、これ教育費の中に幼稚園補助事業という保育課の事業があるわけですがけれども、幼児教育という観点で、幼児教育に対する教育方針というのは、これはどこが持つのでしょうか。

幼稚園というのは、教育ですよ。

（保育課長）保育課で受け持っておりますのは、保護者の方への補助金のようなもの、幼稚園就園奨励費というようなものですとか、それから幼稚園が預かり保育というのを教育時間外、延長して行う場合に幼稚園に補助を出したりですとか、健康診断をお子さんにやった場合の補助金を出したりですとか、そういうような事業を保育課では受け持っております。

以上です。

（野本）例えば学校教育ですと知、徳、体という大きな体系があって、教育方針を持っているわけですがけれども、幼児教育については教育部局はどう扱おうとしているのか、あるいは福祉こども部がそれを持っているのか、ただ運営するだけの話なのかということをおはちょっと伺いたいのですけれども。

（学校教育部長）我々教育委員会として直接幼稚園だとかに出向いてどうのこうのというのは、幼小の連携、幼保小の連携ですか、小学校入学を控えた子どもたちとのうまい接続の部分では、支援センターの職員が保育園、幼稚園等を回って就学相談受けたり、スムーズな小学校へのつなぎというようなことで、かかわりはあるといったところでは、ですか、それ以上幼稚園の中に入って子どもたちの教育について直接何かを施すということは、我々学校教育部ではない、接続の部分のことでしょうか。

以上です。

（副委員長）時間ですので、簡潔にお願いします。

（野本）では、まだ残っているのだけれども、この残りなので、要は幼稚園の、鴻巣は公立の幼稚園がないですよ。私立の幼稚園を運営されている方に聞くと、やっぱり幼稚園というのは文部科学省のくくりにあるというふうに聞いているのです。厚生労働省ではない。そういう意味では、市内にある幼稚園の教育方針って市は把握しなくていいのかというふうに私は思うのです。何でかという、幼児教育は私はすごく大切だと思ふのです。ただ預かってもらえばいいのではなくて、幼児の教育

をしかりと方針を持ってやってもらわなければ鴻巣の魅力というのが出せないのではないのでしょうかと思うのです。というのは、今市は議員もかかわりながら総合戦略を練っていますけれども、教育というのが余り着目されていないように思うのです。子育て支援だとか出産、子育てとか、そういうところは非常に厚くなっているのですけれども、だけれども親からすると子どもがいかにかいい先生に出会うかというのが何よりもすごく大切なことで、教育方針がどうあるかというのは鴻巣市の魅力そのものではないかというふうに思うのです。そういう意味では、学校だけではなく幼児教育というものがそこに入ってこなかったら完結しないのではないかと思うのですけれども、どう捉えられるでしょうか。

(福祉こども部長) では、今鴻巣市の子ども・子育て支援事業計画というのを取り出して言いました。保育課長の答弁のとおり、予算でいう幼稚園補助事業については、あくまでも幼稚園奨励費にかかわる、関係する部分ということで間違いはございませんが、文科省と厚労省とお仕事それぞれあって、言い分はそれぞれに今までもあった中で、実は子ども・子育て支援法というのは、本来ある教育と保育と一緒にセットして、市町村さんで計画を立てて、責任持って適正な整備だとか質のよいものをつくりなさいということのお話をされておりますので、市立の幼稚園は鴻巣市にはございませんが、本来この本を見ますと、子どもの幼稚園教育の部分については、これで一体的に計画の中で盛り込まれているというふうに判断ができると思います。ですので、教育部局だ、福祉こども部だとは言いませんけれども、基本的には市としてきちっと対応しなければならないものであるとは思いますが。

(野本) ちょっとまだ物足りないのだけれども、時間が……

(副委員長) ですけれども、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)



(開議 午前 11 時 50 分)

(委員長) 再開をいたします。

1 回目の一回りが終わりましたので、残っている質問がある方に時間を

少しずつ差し上げていきたいと思えます。

まず、田中委員……

(何事か声あり)

(委員長) 皆さんの協力いただける範囲で、10分では厳しいのかなというふうに思いますから、15分とかそのぐらいを目安にお願いできればと思います。いずれにしても予算審議ですから、中途半端にはできないと皆さん思っているから、そこは協力をし合いながらやればというふうに思いますので、執行部の協力もよろしくお願いいたします。

(田中) 時間、何問というのがないのですが、とりあえず12時までぐらいには終わらせればいいですか。

134ページの障がい者等歯科診療運営業務委託事業なのですが、この1,700万、月、水、金の運営ということで、月、水、金というのは聞いたのですけれども、営業時間をちょっと聞いていなかったの、お願いします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 月曜日の午前中、火曜日の午後、水曜日の午後でございます。

以上です。

(田中) 私の勘違いでした。ということは、月、火、水ということで。おおよその患者さんの入りというのはどの程度でしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 登録者といたしましては、現在33名の高度の障がい者と高齢者という形で登録されておまして、平成27年度の4月から直近の1月現在で、受診者は延べで233名、1日平均、半日ですけれども、2.4人の障がい者等が治療を受けていると、そういった状況でございます。

以上です。

(田中) 時間の都合もありますので、次行かせていただきます。

137ページです。健康ウォーキングポイント事業なのですが、1,000人から多分1,500人にしてということで、だから1人当たりが、この全体的な予算が1,500万ぐらいが載っているのですが、対象年齢の層なのですが、年寄りばかりではなくてどの程度から幾つぐらいまでの、年齢の幅をち

よっと教えていただきたいのですが。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 今年度から始めた事業なのですけれども、特に年齢の幅は設けていないのですけれども、申し込み1,000人で、60代から70代、80代の方がほとんどです。以上です。

(田中) ということは、40代、30代でも参加してもいいということで理解してよろしいですね。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 当然サラリーマンの方も、40代の方も申し込みますけれども、年齢の縛りは特にありません。以上です。

(田中) それでは次に、もう一点スポーツ健康課はあるのですが、その前に、ページからいきますので、144ページの夜間診療所運営事業なのですが、この夜間診療所は先生がいろいろな病院から来て夜対応してもらっていると思うのですが、連携といたしますか、あとのフォローといたしますか、これ病院のほうに行ったらきょうは何先生はこっちに行っていますよって、そっちに診に行くとかという形で、その逆の継続的なフォローでうちの病院に来ればとかというフォローとか、そういうのの連携についてはどのようになっているのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 夜間診療所のドクターにつきましても、基本的に内科と外科という形で配置しているのですけれども、1次急患というか、1次の救急というイメージで、家庭内等で急に発熱したとか、指を切ったとかという方が見えます。当然夜間診療所で対応できるものはそこで完結しますが、翌日に専門医に診ていただきたいといった場合には、配置されているドクターの、いろんなつながりがございますので、そこに紹介をするという形をもって連携をとっているということになります。

以上です。

(田中) 201ページの成人式の開催事業なのですが、これ1人当たり1,000円ちょっと、千二百三十何人だったから、1,000人とその残りの五、六百万が経費かなと思うのですが、大体記念品、中見ると1,000円ぐらいのが

入っていたので、勝手にそういうふうに想像したのですけれども、これが全部成人式にかかる費用なのでしょうか。もっと実際はかかるのでしょうか。

（生涯学習課長）こちらに出ておりますのが全ての費用になります。

（田中）時間もありませんけれども、最後に例の森田課長のほうにお聞きしたいのですが、スポーツ団体等補助事業というのがあって、スポーツ団体さんよくいろんな、パンジーマラソンもそうなのですが、駆り出されてという言い方しては失礼なのですけれども、いろいろ協力し合っているいろんな事業をやっていると思うのですが、補助金の基準というのは、よく団体に何人当たりとか1団体幾らとかというので補助金をもらって、それがために協力する部分もあるのだと思うのですけれども、その辺の基準について、金額等を教えていただきたいのですけれども。

（委員長）田中委員、214ページでよろしいですか。

（田中）ごめんなさい。214ページ。失礼しました。真ん中辺のちょっと上です。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）基準なのですけれども、やっぱり登録人数に応じてですけれども、10年前、合併時の補助金を3カ所足したやつをもとに人数割でやっていますけれども、その後何割カットという形で減っていますので、明確な補助金の明細は特にございませぬけれども、合併前のを引きずっているというようなイメージで考えてもらえればいいと思います。

以上です。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）済みません、1点訂正をお願いします。

先ほどの夜間診療所運営事業の中で、配置のドクターが内科医と外科医と申しましたが、基本的な診療科目は内科と小児科ということで、鴻巣市の医師会からの派遣でございますので、当然小児科等少のうございます。ですから、その中に外科医も入ってくるということでございます。訂正しておわびいたします。

以上です。

(田中) ありがとうございます。

(委員長) 田中委員の質問は終了ということで。

暫時休憩いたします。

(休憩 正 午)



(開議 午後零時 59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を続けます。

(潮田) そういたしましたら、1点は確認です。歳出、53ページ、歳出117ページの病児保育保護者負担金、病児保育の件ですけれども、これは私が本会議で言っていたことを聞きそびれたのか、説明を聞きそびれたのか、210人分と言っていたのでしょうか。済みません。これは、自己負担のほうは1人幾らになるのでしょうか。病児保育、53ページ。私何で210なんて書いたのかな。53ページです。歳入53ページ、歳出117ページです。病児保育の件。

(保育課長) 1人1日2,000円をいただいております、210人分を予定しております。

以上です。

(潮田) 実際には210人分の計算根拠、もちろん今までのと思うのですけれども、人でいうと看護師さんが何人配置をされていて、その稼働率はどのくらいになっているのでしょうか。

(保育課長) 看護師さんの配置は1名です。26年度の稼働率といいますか、延べ利用人数が258人でした。そして、27年度につきましては、4月から1月までで164人です。

(潮田) これは、病後であったり、病気で集団生活ができないということですが、実際にはインフルエンザだとか、うつる可能性のある病気のお子さんは現実には預かっているのでしょうか。

(保育課長) その病気の種類によるということで、同じ部屋に入れられるか入れられないかとか、それでインフルエンザは基本的には預かっていないということは聞いております。

(潮田) そうすると、これは1日最大何人までオーケーなのでしたっけ。

(保育課長) 1日4名までです。

(潮田) わかりました。

続きまして、歳出のほうで102ページの在宅高齢者等配食サービスの件ですけれども、先日文教福祉常任委員会で民生委員さんとの懇談を行いました。そのときに高齢者の配食サービスの、地域によっていろいろな違いがあるというふうにわかったのですけれども、実際に社会福祉協議会でやっているところもあるし、自治会的なところで行っているところもあるし、ですけれども市内の高齢者がこの配食サービス、ここでは570万4,000円ですけれども、このサービスを受けられない、どんな形であれ配食のサービス等を市内の高齢者受けられるようになっているのでしょうか。やっている団体によって随分違うのです。月に1回だったりとか半年に1回だったりとかって随分違っていたかと思うのですけれども、そこら辺は、この507万4,000円というのは、どのくらいの方に対して配食サービスを行っていて、あともう一点がほか全域において配食サービスの恩恵は受けることができているのかお聞きします。

(長寿いきがい課長) ご質問の配食サービスなのでございますが、資格といたしましては安否確認及び栄養改善が必要な方、それで在宅で65歳以上の高齢者のみの世帯で調理が困難な方、あるいは障害手帳を所持する障がい者で食事の調理が困難な方というところで条件がございます。この方たちにつきましては、市内の彩香らんどさん、それから特別養護老人ホーム吹上苑さんでそれぞれ配食を行っているという事業でございます。人数につきましては、今利用人数が27年の12月までで699人、昨年度の26年度では922人の利用という形になっております。

以上でございます。

(潮田) 昨年度九百……

(長寿いきがい課長) 922です。

(潮田) そうすると、これは彩香らんどさんと吹上苑さんの配布エリアというのは、市内全域ということよろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 市内全域でよろしいかと思えます。

以上でございます。

（潮田）そうすると、この922人というのは、対象となるであろう人からするとどのくらいの割合、これ全部というわけではないと思うのですけれども。

（長寿いきがい課長）対象となる方が何人かというところ、ちょっと把握はしていないのですが、年齢でいいますと65歳以上の方ということで、3万人程度の中の922人という形になろうかと思えます。

以上でございます。

（潮田）この周知というのは、何でされているものでしょうか。こういったこの制度があるということを皆さんにお知らせするのは、こういった形で行っているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）まず、高齢者サービスの一覧表であるですか、市のホームページ、あるいは包括支援センター等で相談に来ていただいた方について周知をしているというところでございます。

以上でございます。

（潮田）済みません。さっき聞きそびれました。これはどのくらい、週に1回とか月に1回とか。済みません。お願いします。

（長寿いきがい課長）これは、ご利用者のご希望に応じまして、月曜日から金曜日までで希望する曜日に昼食を届けるということでございます。

以上でございます。

（潮田）わかりました。

続きまして、109ページ、こどもデイサービスセンター管理運営事業の件です。これの今の利用状況をお願いします。

（保育課長）平成26年度のこどもデイサービスセンターの利用状況ですが、利用者数が延べで4,100人となっております。

以上です。

（潮田）これは、26年から始まったものですから、26年がこの数字。27年まだ終わっていないですけれども、現状ではふえているとか減っているとか。これ予算520万円となっておりますけれども、これは指定管理です

けれども、その内容というのは、指定管理の内容というのは一切ここには数字、その内訳というの当然わからないですので、利用者はふえているとか減っているとか、どうなのでしょう。

(保育課長)今ちょっと引き算をさせていただいてよろしいでしょうか。済みません……お待たせしました。昨年1月までの利用者人数が3,390人に対しまして、ことしの1月までが3,779人ですので、ふえております。

(潮田)わかりました。

続きまして、同じページの要保護児童対策事業の中で家庭児童相談員が3人というふうになってはいますが、この家庭児童相談員と教育支援センターとの連絡というか、情報共有とかというのはされているものなのでしょうか。

(こども未来課長)家庭児童相談員の業務の中で、訪問家庭によっては連携して一緒に行くケースもあるかと記憶しています。

以上です。

(潮田)実際には、今児童虐待がいろいろ言われておりますけれども、これはこども未来課と教育支援センターのほうで把握している虐待のほうもあるかと思うのですけれども、教育支援センターのほうではここと連携をとるといっているのでしょうか。教育支援センターのほうから連携をとるとかといっているのでしょうか。

(教育支援センター所長)こども未来課の家庭児童相談員と、うちのほうにはスクールソーシャルワーカーが配置されておまして、そういう虐待ケースとか、あと貧困とか、そういうところで家庭のほうに入っているケースが多々ありまして、そういうケースについて問題がありというところではこども未来課のほうの家庭児童相談員等と連絡をとり合いながら、どういう形で支援をしていったらいいかという協議、またケースによっては一緒に訪問をすとかということに対応はしております。

以上です。

(潮田)そうすると、現在の鴻巣市の児童虐待の現状の数値とか状況をつかんでいるのはどちらになるのでしょうか。

(こども未来課長) まず、家庭児童相談員の業務としては、比較的虐待に至る手前といたしますか、家庭の不安や育児についての相談というような部門を家庭児童相談員が担っておりまして、虐待と認知されるようなケースにつきましては、職員のケースワーカーが4名で対応しております。虐待の件数のほうは、こども未来課のほうで報告、中央児童相談所管内の報告をしております、数字のほうでございますが、平成26年度が295件で、25年度が275件といった件数となっております。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時12分)

◇

(開議 午後1時12分)

(委員長) 再開します。

(こども未来課長) 虐待の相談の件数として26年度が295件、25年度が275件といった集計となっております。家庭児童相談員のほうの相談件数はまたこれとは別にございまして、平成26年度が129件、25年度が108件となっております。

以上です。

(潮田) 27年については、現時点での最新の数字というのは出ていますか。

(こども未来課長) 虐待のほうの要保護児童対策協議会のほうの件数は今把握をしておりませんが、家庭児童相談員のほうの相談件数につきましては135件でございます。

以上です。

(委員長) まとめに入っていただければと思います。

(潮田) わかりました。では、時間がないので、では次に行きます。187ページのALT、先ほどもALTはありました。186ページになります。このALT12名のほかに昨年7月から市の職員としての採用があったかと思えますけれども、本年度また、この前の広報で新しく募集がありました。それは、12人プラス1、さらにプラス1なのか、交代という

意味での募集になるのか、どういう形。今後のALTの中で、せっかく縁あって鴻巣に来た方ですから、ただ12名のほうはどうしても業務提携の内容からいって授業のほうしかできないかと思うのですけれども、そこにプラス鴻巣市の独自の教育、先ほども質疑あった中での鴻巣市としての独自の英語については、1人の臨時採用になるのですか、職員としてのALTの方の活用が大事なかなと思うのですけれども、それはどのように考えているのでしょうか。

(学校支援課長) まず、現在の直接雇用の方は、3月31日で期限終了でございますので、また新たな採用ということになりまして、委託している業者からは12名の派遣、市の直接雇用で1名、13名となります。直接雇用の方につきましては、ALTも12名ということで、毎日毎日特定の学校に行っているわけではありませんので、それを補う形、または川里中学校区で文部科学省の英語教育の指定を受けていますので、さらに強化する意味で川里中学校区の小学校、中学校への配置、それだけではなく、市の雇用ですので、市のホームページを英語でつくるということも考えていますし、またことしは教育支援センターへの配置と、そこが勤務場所ということになりましたので、そこには適応指導教室という、不登校のお子さんで学校に行けない子の教室なのですけれども、そこで英語を教えたり、また隣の鴻巣市立ひまわり保育園に出向きまして、園児に英語を教えたりという活動もできていますので、またさらに活用できないかということをもたまたま考えていきたいと思えます。

以上です。

(潮田) わかりました。

最後、189ページの教育支援センターと教育相談室の関係の部分なのですが、5歳児健診にかかわる発達障がいのお子さんの早期発見のための巡回をさせていただいていると思うのですけれども、先日文福の委員会で風の街さんに行った、障がい児の相談業務の中でもやはり巡回相談をしているというのがありました。対象は同じお子さんたちだと思うのですけれども、そういった協議、配慮が必要かなと思われるお子さんの相談について、やはり対象が同じであっても課が違うとなかなか相談、

共有ってしないのかなというふうにちょっと心配なのですが、そこら辺はそれぞれお互いがやっている業務内容等を交換しているのでしょうか。

（教育支援センター所長）センターで実施しております巡回相談というのは、実は小学校へのつなぎというところで、小学校に入学する子のための、今でいいますと未就学というところでは3歳、4歳、5歳という全部を網羅しておるのですけれども、そういう子どもたちの相談、保護者からの相談を受けたり、専門の臨床発達心理士に同行していただいて、市内の各幼稚園、保育所を回って、専門的な立場から助言をしながら、小学校へ行ったらどういう対応していったらいいかとか、そういうことを主眼に入っております。ただ、その中で風の街さんがかかわっている、そちらのほうに相談が行っているケースも結構ありまして、あるケースではやはりそちらのほうと学校を含めた連携をとって一緒に対応したこともございます。常に風の街さんのほうからも……風の街さんではないか。違うところの施設のほうの相談のほうからもこういうお子さんがいるというところでは学校を含めた、保護者も含めた、うちのほうも入ってケース会議をしたりということで、そういう対応をとっておりますので、ケース、ケースによっては年中連携をとっているわけではないのですけれども、一応連携体制はできていると考えております。

以上です。

（潮田）そうすると、市内の保育所で配慮が必要かなと思うお子さんがいる場合、保育所のほうからもそういった巡回相談をお願いをするというのが、保護者からではなく保育所のほうからそういうふうな依頼というどこに対してどのようにしているのでしょうか。

（保育課長）基本的には、保育所には騎西の北障害者生活支援センターのきららというところがございまして、そこから相談支援専門員の先生が巡回をしてくださっています。また、連携というところでは、その先生が来たときに教育支援センターのほうからの方も一緒に同じ児童を見るところというようなことも行われていると聞いております。

以上です。

(潮田) 今度10日でしたっけ、11日でしたっけ、ありますよね。発達障がいのお子さんの早期発見のための講演会というのか、そういったものが行われるという情報を、今保育のほうもかかわると思います。また、障がい児のほうもかかわると思います。そういったところへの参加してもらうための情報提供とかというのは行われているのでしょうか。

(教育支援センター所長) 広報については、ホームページ、また広報紙のほうにも掲載させておりました、また関係する保育のほうにも情報提供、また民間の保育園、幼稚園全てにかかわると思われるところにはチラシ等配布しておりました、参加をしていただくように一応かなり幅広いところに周知は図っております。

以上です。

(潮田) もう時間ですね。だめですね。

(委員長) はい。

(加藤) 102ページから行きます。先ほどもあったのですが、中間からちょっと下の在宅高齢者配食サービス関係ですが、これ彩香らんどと吹上苑でということ、もうこれ合併前から吹上なんかはやっていた事業ですよ。それで、吹上苑さんは配達をする、安否確認とかするのはシルバー人材センターに委託してやっていると思うのですが、彩香らんどはどこのところで、直接やっているのかどうか。それと、1食幾らでやっているのか。

(長寿いきがい課長) 960円、吹上苑さんが890円という形で、若干差が出ておりますが、彩香らんどさんのほうではきざみ食に対応しているということで金額がちょっとふえております。自己負担は500円ということで変わりません。

以上でございます。

(加藤) では、個人負担が500円なので、その差額分を結局予算計上するというふうになるわけですね。

その次のページに行きます。103ページの外出支援サービス事業ということで474万あるわけですがけれども、これはどういう内容で事業展開されているのか。

(長寿いきがい課長) 事業内容についてでございますけれども、常時ねたきりの状態にある高齢者、または常時車椅子を利用している高齢者で、一般の交通機関による外出が困難な方、そういう方に対しまして車椅子または寝台に乗りながら乗降できる移送用車両による外出支援を行っているというものでございます。自宅と外出先、医療機関や介護保健施設等との間を送迎するというものでございます。主に在宅の65歳以上の方で、先ほどの条件を満たすということでございます。1カ月、180分を限度に費用の2割を自己負担いただいているというところでございます。以上でございます。

(加藤) わかりました。これは、時間制限のある中でやっているあれですね。移送サービスとかのような感じで、それを事業者にあれして、それを個人負担もあるけれども、市の予算の中でも利用者に対応しているというふうな内容でよろしいのですね

ここの項目にないのでちょっと聞きたいのですけれども、地域支え合い事業というのは、毎年50万だったかな、計上されていたかのように思うのですが、改めて今年度はこの辺にもしかしたらのっているのかなと思うのですけれども、前は県からも50万来て、市からも50万ということの100万でやっていたかと思うのですが、どこかにありましたっけ。

(福祉課長) 社会福祉協議会の委託費の中に50万円、市のほうで助成金を出していたのですけれども、今年からは長寿いきがい課のほうで別事業を仕立てまして、そちらの類似事業だということで、こちらの50万円については今年度のほうは削除したということでございます。28年度の事業につきましては、社会福祉協議会のほうでは自主事業として社会福祉協議会の中で継続して実施するという予定になっております。以上でございます。

(加藤) では、社協の事業としてはやっっていくけれども、市のほうからの補助的なものはなく、自主事業で社協でやっっていくというふうになるということなのですね。それで、実際では社協はやっっていけるという状況なのですか。県のほうから50で市から50で100万来ていた中で最初スタートしたわけですけれども、県のほうは2年くらいでなくなったので

したっけ。2年か3年でしたよね。50万の補助でやってきたわけですが、実際利用される人が1時間700円とかというふうな、30分はその半分でやっているわけなので、行ったり来たりで、協力会員の人にはその中で利用者からの利用料で、こうやってあるのですけれども、それだけで、やっぱり社協独自で、もうかるものなんて何も社協ないわけなのに、実収入があるものってないではないですか、営業しているわけではないから。でも、50万もの予算が減る中で事業ができるということの判断で来ているわけですね。それでいいのですね。

（福祉課長）社会福祉協議会につきましては、財源が会費ですとか寄附金あるいは共同募金の配分金、そういった自主財源の中で継続してその事業をやっていくということになっております。

以上です。

（加藤）105ページに行きます。急いでいきます。ちょうど中間の介護予防、生活支援サービスということが、これ新規事業ということなのですが、生活支援サービス体制整備事業ということで、これ補助金ということですが、どこのどういう団体に補助金を出してやっているのかを教えてください。

（長寿いきがい課長）介護予防、生活支援サービス体制整備事業ということでよろしいですね。これにつきましては、もうご承知のとおりかと思うのですが、介護保険事業の地域支援事業が再編されまして、29年4月から新しい総合事業がスタートする予定になっておりますけれども、ここに向けまして、地域住民の方が主体となって、介護予防、生活支援サービスの提供を希望している団体等に対しまして開設準備の支援を行いまして、これによって住民主体のサービスの創出を促すということを目的としてことしから予算計上させていただきました。

以上でございます。

（加藤）具体的に何か見えるものがあるのですか。

（長寿いきがい課長）今のところ、これから細かな要綱をつくるという作業を進めておりまして、具体的な内容については、団体にするか個人にするかということも含めまして今後ちょっと検討させていただきた

いと思います。

以上でございます。

（加藤）では、次行きます。

116ページに行きます。上から2段目のところですか、民間放課後児童クラブの関係なのですが、これどんぐりさんのところでということ、施設をつくってやっていくというふうな説明がありましたよね。その中で、これは施設関係の1,664万というふうなことかと思うのですが、これ田間宮小学校の子どもたちがそこに通うというか、来るようになるわけですよ。実際の運営的なものは、指定管理にするとかというふうなこともまだ何も聞いていないと思うのですけれども、こういった運営の仕方になるのでしょうか。

（保育課長）運営につきましては、委託にするか補助金方式にするかまだ決まっておらずで、どんな方法にするか今検討中でございます。以上です。

（加藤）そうなのですかというのは、今までもNPOで自主的にやっているところに指定管理というふうなことでやってきたわけですよ。指定管理にしたことによって、何の税金でしたっけ、今までは税金を払わないで、NPO法人なので、税金は払わないでやってきたものを、指定管理になったことによって税金を納めなければならないということで、まして5年さかのぼって税金を払ってほしいということで払ったと。もう何年も前から指定しているので、そのことはもう何年前の話ですけれども、そういうふうなことが事実にあったということ聞いています。それで、ではその人たちは法人でやっていたので、税金払わないで免除になるということでしたのに今度運営が、一方、片や民間のところの人に指定管理でやって、これからどうするかわからないというふうなことで、もう実際施設をつくるということ、もう動き出すことがわかっているわけじゃないですか。それいつごろまでにどういうふうにするつもりなのか。

（保育課長）指定管理の場合は、公設でやって公設民営ということ。こちらは、民設民営ですので、違うわけなので、同じにはならないので

す。それで、来年度の予算までにはどんな運営にしていくかというところは詰めていきたいと思っております。

以上です。

（加藤）この放課後児童クラブ、田間宮小学校の子たちが来るわけですが、歩いて、ちょっとありますよね。何分ぐらいかかるか私もはかっているわけではないですけれども、そこの子どもたちが移動する、1年生から6年生まで、みんなが行くかどうかは別にしても、みんなばらばら……。

（保育課長）……現在公設のところでもございまして、公民館にある児童センターまで通っているような事例もございまして、こちら5分以内では通えるかなとは思いますが、安全面については注意をして通っていただくということと、ほかと同じように注意をして通っていただくということになるかとは思いますが。

以上です。

（加藤）では、134ページの障がい者の歯科の関係なのですが、先ほどの前任者でも質問があって、月、火、水というふうに行っているということなのですが、これは月、火、水の中での270万の補助金になるわけですよね。それ以外には、この歯科医院さんは普通の一般の人でも、誰でもそこは利用できるようになっているわけですか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）診療所自体が民間というか、歯科医院のものでございますので、市から業務委託している月、火、水の半日ずつ以外は、その歯科医院の自由に診療できる状況となっております。そういうことではございます。

以上です。

（加藤）それと、大綱の中で説明があって、予算の中でちょっと今わからないので、何ページかということになるのですけれども、夜間に不在になる家庭で保育が困難な人にトワイライト事業の実施ですか、が始まるということなのですが、これというのは利用できるのは毎日でも、例えば夜毎日お仕事に、もし母子家庭とかそういうひとり親家庭の中とか、あと何回とかの制限がある中での利用なのか、その辺もうちよっ

と詳しく教えていただければと思うのですが。

(こども未来課長) 今ご質問のありましたトワイライトステイ事業につきましては、幼稚園とか学校の終了後から9時までを予定しております。利用の期間は、1日単位でご利用をいただくということになっておりまして、実施日について月曜日から金曜日を予定しております。

以上です。

(加藤) 月曜日から金曜日まで……

(こども未来課長) 保育所のように長期間お預け、1年とかそういった期間預けるというものではなくて、保護者が仕事などの理由で一時的に養育が困難となった場合に利用できる制度となります。

以上です。

(加藤) では、仕事でというのは、急に残業で、普通は保育園には行っていないけれども、幼稚園に預けてあるけれども、急遽預けたいというのは、それはではいつごろから、何日前とか、そういう申し込みをしなければ預かるほうだって、不明なわけですから、どういう条件の中で預けられるのですか。

(こども未来課長) まず、トワイライトステイ事業についてなのですが、利用日より前にあらかじめ申請していただくような形をとってまいりたいと思います。トワイライト事業は、あくまでも学校ですとか保育所を終えた後からのお預かり、一時的な養育となりまして、1日宿泊で1泊してお子さんをお預かりするというほうはショートステイ事業となります。こちらも保護者の方の疾病等の理由によって家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合に宿泊してお預かりをするという制度でございまして、こちらについては1度の利用が原則7日間となりまして、1度の延長、最大14日、一度に利用できる期間としては14日間というふうな制度であります。

以上です。

(委員長) まとめに入っていただきたいと思います。

(加藤) 137ページに行きます。ここに健康体操教室指導業務委託ということで302万とかありますね。健康器具を生出塚に来年度は設置するとい

うことで557万とかとありますけれども、実際もう今何カ所でしたっけ。4カ所くらい設置してあるのでしたっけ、3カ所でしたっけ。富士見の都市公園のところにももちろんついているの私も知っているのですけれども、業務委託料で、来年はまたいろんな講習をやって、その指導者ではないですけれども、そういう人たちも養成していくというふうなこともあるわけですが、これ実際の利用実態というのが見えているのですか。健康のまち宣言する中でいろんな事業やるのは、それはいいことなのですけれども、よく菅野議員があんな70の人なんか飛びつくこともできないとか何かって、そんな話もありますけれども、実際にやっぱり健康でいられる、若い人ではなくてそれなりの年齢の方を対象にこれつくったり、教室をしたりするのだと思うのですけれども、富士見の公園のあそこでも何曜日にどうですよなんていう案内は私も見えていますけれども、実際そういうところに人が集まってきているのですか。実態はどうなのですか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長)実際に集まってきているかは、現場を見に行っているわけではないのですけれども、ただ運動遊園のほうの事業で教室とかをやっていきますけれども、その教室を、今生出塚と言いましたけれども、そちらのほうに広めていくような計画で教室をつくるような形では考えております。

(加藤)把握していないと言いますけれども、でも実際そこに何曜日に何やりますよみたいな案内出しているわけですから、そこに指導するというか、人は行くわけでしょう、職員行かなくても。その人にきょうはどのぐらい来たかなんかということは、調べればというか、そういうのちゃんとわかるのではないのですか、どこにどのぐらい、どうだったというふうなことは。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長)器具を使って教室を開催するのは、委託していますので、その報告書は出ています。今加藤委員が言ったのは、平日使っているかという意味で今私はちょっと確認していないということで答えたのですけれども、教室やっているのは全て把握しています。

（加藤）教室やっていると来るときに人もそうですけれども、ふだんのそういうやっている様子なんて私も余り見かけないので、そういうものをつくるだけで実際に使わないのであれば本当もったいない話になってしまうのかなと思うので、どんどんそれを宣伝して使ってもらうように逆にしていってほしいと思います。時間ないので、もう一点だけ聞きたいので、今のはもうそれはいいです。

ウォーキングポイントの関係なのですが、来年は1,500人にふやすということなのですが、例えば今年度やった方もまた改めてやれることができるのか、それとも初めての方を優先にするということで募集するのか、その辺1点お聞きします。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今回参加している方も継続オーケーで進めていきます。新たに新規の方は500人という形で進める予定です。

（加藤）では、今年度やった方に対してのいろいろチェックをどのぐらい、毎日歩いたとか、いろいろパソコンに入れてやっているではないですか。その統計的なものというか、どういうふうになら、血液検査もしたりとかいろいろ、1年、半年か。半年でどのぐらいの影響出たというのはあれですけれども、何人の方がどのぐらいどうだったかという、そういう集計的なものは、今はまだ3月なので、今は出ていると思わないのですけれども、そういう集計的なことももちろんした上で今後どうするかということ考えるわけですね。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）毎日1万歩事業のほうの100人対象のは、この間2月の末に閉校式をしまして、血液を採取しておりますので、開始と閉校式のほうで比較が、今月の25日までの検査上がってきますので、比較とかは来年度以降になると思います。あとウォーキングポイントのほうも、もう2月の24日から商品をかえていまして、3月2日の時点ですけれども、お米の引きかえ券とか、そういうので、もう20袋以上、きのう時点でも足りないぐらいもう引きかえが来ていますので、その辺の人数のほうは、継続は結構やっていると思います。以上です。

(加藤) 終わります。

(竹田) トワイライトステイ事業のことでお尋ねをします。

先ほどからるる話題になってはいますけれども、その利用とか申請の方法はわかったのですけれども、これをすることによって子どもの成長にとってどういう影響が出るかというのは、何か検証された事例ってあるのでしょうか。

(こども未来課長) 子どもへの影響についての検証報告とか、そういったのは確認しておりません。

以上です。

(竹田) 実は私も仕事でなかなか帰れなくて、よその人に頼んで何日間、夕方まで預かっていただいたことがあったのです。子どもがちょうど2歳のころだったのですけれども、そのときにたまたま預けた保育所で保育士さんが、お母さん、この子はストレス寸前の絵だと、発作寸前の絵だというふうに言われたことがあったのです。確かに大人の都合で働いている時間に帰れないので、知らないところに預けると、そういうことが子どもの成長にとってどうなのかというところはよく検証しておく必要があると思います。というのは、たまたま私は、保育所で保育士さんが子どもの絵を見て、発作寸前の絵だと、非常にストレスを抱えているということを指摘をされて、それで保育、子どもに対する親の接し方も含めて夫婦で話し合っ改善をして、絶対に人に預けないと、ふできない親だけれども、自分で迎えに行こうというふうに育てて、今は曲がりなりにも社会人になりましたけれども、そういう全く知らないところに子どもを預けた結果、大人を信頼できる環境なのかということも含めて、確かに子育ての環境にとってはいいかもしれないけれども、子どもの成長にとってどうかというところを私はきちんと見ておく必要があると思います。子どもの都合でなくて親の都合で育てるということが、便利さイコール子どもが本当に全面的に人間として成長できる環境にあるかどうかというところは非常に、だから児童養護施設の一室を多分借りてやるようになると思うのですけれども、子育てというのはその場では出ないですよ。5年、10年、20年たったときにどういう子どもに育つかと

いう点では、よく子どもを虐待する人は連鎖があるといいますでしょう。小さいころに虐待された人たちは連鎖する可能性があるというふうに言われているだけに、私はそれがいいとか悪いとは言いませんけれども、その点で専門家に時々見ていただくということも含めてぜひお願いをしたいというふうに思います。検証が出ていなかったらそれに基づいてちゃんと検証をして、子どもの成長にとってどうなのかということをごひ私は見ていただきたいというふうにちょっとお願いをしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。担当者、引き続きやっていただきたいというふうに思います。

（こども未来課長）今の竹田委員のご指摘とかそういった検証というのは必要であると考えます。そのような中で、市として信頼できる施設を指定してこの事業を展開していくこととなっておりますので、今回、今はまだ予定でございますけれども、加須市の愛の泉の乳児院と児童養護施設は、他市のほうの同事業の実施もしておりますし、専門スタッフもそろっておりますので、そちらを指定施設として進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）わかりました。ぜひ子どもの成長に、大人の都合で保育はしないでほしいというのを申し上げておきます。ですから、そういう点からいうと、定時にちゃんと帰れる環境をどうつくるか、身近なところで保育所をどう整備していくかというのがやっぱり私は大事ななというふうに思いますので、それを申し述べておきます。

続いて、102ページお願いします。真ん中の下から2番目の項目に徘徊高齢者等探索サービスで4万円計上されています。このところ朝出かけたまんま、見かけませんかというよくお尋ねがあるのですけれども、この4万円はどんな事業で、今後どういうふうに展開されていくのか。これから高齢者、私たちも、将来徘徊する一人に私もなるかもしれませんが、そういう点からいうとどういふふうに今後発展していくのかお尋ねをしておきます。

（長寿いきがい課長）お尋ねの徘徊高齢者等探索サービスでございます

けれども、こちらにつきましてはGPSを使いまして、徘徊されている高齢者の位置情報を取得するというもので、この費用につきましては扶助費ということで、セコムの方へ委託をしながらこの事業を進めております。徘徊高齢者の見守りについてどうかというところなのですが、今後認知症の方が急激にふえていくというところは理解しておりますので、またこのほかにも、ちょっとこのGPSを持たせるというところが、なかなか徘徊の方に持たせておくというのが難しい状況もありまして、なかなか利用が進んでいないという状況がありますので、それにかわるものとしたしまして、ちょっといろんなところを考えていかななくてはいけないのですけれども、まず例えば体に、衣服とか靴にシールを張って、その番号は誰々ですよというのを警察と情報を共有しながら、もし徘徊されたときにその番号でわかるというような方法ですとか、いろいろ考えられると思うのですけれども、今既存ではそのほかに要援護高齢者のネットワークというものをつくっております、金融機関ですとか、あるいは牛乳配達、新聞配達だったかな、その辺のふだん高齢者とかかかわっているところの方々に情報提供いただいて、支援につなげるということもやっておりますので、現状の仕事とあわせながら今後強化していかなければいけないなどは考えております。

以上でございます。

（竹田）そういう点からいうと、徘徊とあわせて安否確認の問題で、きのうかおとといの埼玉新聞では、コープみらいと提携したりとか、いろいろなところで連携しているというふうに言われていますけれども、郵便局とも鴻巣は連携しているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思えます。

（長寿いきがい課長）介護事業所、金融機関等は提携をしておるのですが、今要援護高齢者支援ネットワークというところで69の団体と契約を結んでおりまして、その中でコープみらいは入っておりますが、郵便局につきましては……現在のところ入っていないという状況になります。以上です。

（竹田）いろんなところで努力していただいていると思うのですけれど

も、郵便物がたまったりとかしているというのは一番私たちの周りでは日常茶飯事、一番来るところなので、そこら辺も含めて検討していただけないかしらというちょっと要望ですが、いかがでしょうか。

(長寿いきがい課長)このネットワーク制度というものを周知しながら、いろいろな多種の事業さんにご案内していきたいと思います。

以上でございます。

(竹田)それと、あわせて申しわけない。先ほどのGPS機能の徘徊の検索ですけれども、今どこに居場所があるかというのは非常にGPS機能というのはすぐれていると思うので、これらも4万円の中でどこまで周知できるかわからないと思うのですけれども、周知の方法についてお尋ねをします。

(長寿いきがい課長)これにつきましても、どうしても情報の集まるところが民生委員さんですとか地域包括支援センターというところ、あるいは市の窓口というところになりますので、その中で周知を図っていくというところでございます。

以上でございます。

(竹田)続いて、118ページです。118ページお願いします。児童福祉費の保育所費で、上の保育所費庶務事業の臨時職員が昨年が2億3,871万1,000円だったのが、ことしが2億4,883万4,000円ということで、約1,000万円くらいふえています。そういう点では、平成28年度の臨時職員の数と正規職員の数、どのくらいなるか、この予算上は幾らになるか、教えてください。

(保育課長)平成27年12月現在の人数でよろしいですか。

(竹田)はい、しょうがない。

(保育課長)職員数が88人に対しまして、臨時職員は147人となっています。内訳ですが、フルタイムの保育士さんが83人、週3日の保育士さんが24人、それから一時保育をやっていますので、そちらの保育士さんが5人がフルタイムで、週3日が1人、合わせて6人です。それから、延長時間に来てくださる方が30人、土曜保育専門の方が1人、看護師さんが1人、運転手さんが2人という状況です。

(竹田) 今同一労働同一賃金というのを政府が言い出していますから、そういう点からいうと市の職員が88人、臨時職員でフルタイムで83人ということは、やっぱり同一労働同一賃金という視点から見てどうなのかということを私はちょっと問題提起だけしておきます。

それから、116ページ、ごめんなさい、戻ってしまって申しわけない。116ページで、箕田放課後児童クラブの増築工事はプレハブで2,700万円と、民間放課後児童クラブはかかる費用の9分の2でいろいろ補助して1,664万1,000円と。考え方として、市の足りないところを補っていただいているのですよね。とりわけ田間宮放課後児童クラブというのは、本来の施設が足りなくて、田間宮の元公民館を借りてやって、かつ足りないの、田間宮の生涯学習センターのところを借りてやっている。そこを見かねてやりましようと言っている人にはなぜ2,700万そっくりそのまま補助できないのでしょうか。

(保育課長) どちらも補助基準額というのは同じ金額になっております。その中の補助割合によってこのような金額になっております。

(竹田) これまでは、公設公営なのと民営なのといろいろありますけれども、これは新しいケースですけれども、これまで放課後児童クラブについては市が施設をきちっと整えて、運営の部分だけかえてきたわけでしょう。だから、補助基準はいろいろ決まっているけれども、市があと足りない分を上乗せすればいいのではないですかということ私を言いたいわけ。足りないところを補っているにもかかわらず、お金も出してくださいというのはいや、やはり一番いかなものかというふうに思うのですけれども、部長、どうでしょうか。

(福祉こども部長) 今回の民間放課後児童クラブの整備事業に対する予算対しましては、あくまでも施設をつくるための予算に対する補助事業ということで、運営に対しては先ほどお話をさせていただいたのですけれども、補助にするのか、それとも委託にするのか、今後の検討課題ということで一応少しお時間をいただいて整備をさせていただきます。竹田委員からのご意見のほうはよく承りました。

(竹田) 続いて、189ページから193ページの間のちょっとどこにあるか

わからなくて、教育委員会にお尋ねをするのですが、特別支援教室の予算というのはこれどこに出てくるのか、新しいところの施設を開設する方向なんかも示されていて、どこかというのが私12月議会で伺ったのですけれども、答えなかったのです。ですから、新年度の予算の中ではどこに特別支援教室を開設していくのか、予算はここにありますというので、ちょっとお示しいただきたいと思います。

(教育支援センター所長) その予算としては、194ページの小学校ふれあいサポート事業、また198ページの中学校ふれあいサポート事業の中に組み込まれております。今ご質問がありました平成28年度の新設というところでは、今こちら予算出していただいておりますけれども、予定としては鴻巣南小学校に知的障がいの新設、それから田間宮小学校に知的障がいクラスを新設、それから吹上北中学校に知的障がいを新設、それから箕田小学校に情緒クラスの増設、それから赤見台第一小学校に自閉症情緒障がいのクラスを増設ということで予算を提案させていただいております。

以上です。

(竹田) 一人一人の子どもに行き届いた教育をというのが鴻巣市の教育方針ですので、そうした方向で努力していただいているのが今のわかったのですけれども、そうすると4月1日から開設というふうになっていくと思うのですけれども、そうするとそういう点でのこの予算が通ったらというところでは間に合うのかどうかだけ、ちょっと確認をしておきます。

(教育支援センター所長) 入学する方は、もう待つてはくれませんので、教育委員会として定例の教育委員会のほうには既にご提案をさせていただいております。一応そういうクラスの承認というところでは定例のほうではいただいております。ただ、予算が通らなければ、ちょっとこれはだめなのですけれども、一応予定というところで入学する保護者の方には定例の教育委員会が通ったところで一応こういう方向で進んでおりますということでお話はさせていただいております。一応保護者の方には準備等がありますので、該当する学校等には一応情報として、こ

ういう方向でいっていますよというところでは伝えております。

以上です。

(竹田) では、ちょっと最後にします。国保年金課における、ごめんなさい、この資料持っていらっしゃいます。来年度のナンバー5のところ、業務委託しているところで、国保年金課における窓口業務を委託ということですよ。この窓口業務を委託して、わからないことが窓口の業務の人があった場合はどんなふうに対応されているのか伺います。

(窓口での声あり)

(竹田) 窓口でほら、窓口業務をしてくださっているのが委託業者ですよ。若い女性の皆さんが座って対応してくださっている。そうした場合、窓口業務の人がわからないことがあればどういうふうに行われているのか伺います。

(国保年金課長) これいわゆる市場化テスト法に基づいて、市民課業務もできることはできるのですけれども、国保の窓口ですとか税の関係も法律に基づいてできるようになっております。今現在では国保年金課の窓口で国保と国民年金と後期高齢者の窓口をお願いしているところでございます。これどちらかというとなら形式的といいますか、取り次ぎを主にやっておりますので、重要な案件ですとか判断ですとか検証業務は職員が日常やっておりますので、通常の届け出をされる方については、簡単に済むものについては完了しますが、そこで検証などする場合については必ず職員がやっておりますので、いつも連携とってやっております。

(竹田) いつも連携とっているというふうにおっしゃいましたけれども、委託の業者は連携とってはいけないのです。わかります。委託事務だから。

(国保年金課長) これ派遣と委託は違いますが、派遣職員については直接指示命令権がありますけれども、業務委託になっておりますので、責任者がおりますので、何かあった場合には責任者を通じてやっておりますけれども、先ほど言いました連携というのは窓口で対応できない場合は職員のほうに引き継ぐとか、その程度ですから、こちらから指示はし

ておりませんので、そういう意味では連携というのは指示命令権を直接しているわけではありませんので、その辺はご了承ください。

(竹田) では、確かに委託業者は派遣の場合は派遣先でちゃんと指示を受けてやるというのが労働者派遣法の中身ですけれども、委託の場合は指揮命令権は一切ありませんので、そこら辺はいろんな分野で委託業務をやっていますけれども、いわゆる間違えのないようにぜひしていただきたいなというのが1つ、昔クレアでありましたでしょう。ああ、そうか、知らないか。

(国保年金課長) あれは、シルバーの関係だと思えるのですけれども……

(竹田) いや、ではない。

(国保年金課長) どういうということですか。

(竹田) 印鑑。公印を押していた件。

(国保年金課長) 公民館でもシルバーから当時業務委託で来ておりましたけれども、同じようなことで公印が押せるかどうかということで、今臨時職員等に切りかえているはずですので、その辺は承知しております。

(委員長) では、副委員長のお許しがあれば。

(許可しますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)

◇

(開議 午後2時07分)

(副委員長) 再開いたします。

質疑はありませんか。

(野本) 副委員長のお許しをいただきましたので、1問だけ先ほどの残してしまったところなのですけれども、ページでいえば190ページが一番関係するのかなと思うのですけれども、教職員研修事業ということで教育部学校支援課やっていらっしゃるのところ、先ほど話は幼児教育の方針というところまでいったわけなのですけれども、鴻巣市の教育の魅力という……特色といいますか、特色というよりも魅力という言い方のほうがふさわしいかと思うのですけれども、これを鴻巣市の教育部局はどう出そ

うとして、表現していこうとしているのか、この28年度について、そこを伺っていきたいと思います。

(学校教育部長) 28年度に向けて学校教育部としての本市の学校教育、どのような形で進めていくか、アピールしていくかというようなことだと思っておりますが、何といたっても基本理念に掲げております潤いと光ある鴻巣教育、これをいろんな施策を通じて推進しているということで、潤いというのはしっかりと落ちついた雰囲気の中で教育活動が展開されている。また、光あるというのは、そういった中で一人一人の児童生徒にも光を当てて、個に応じたきめ細やかな指導が展開できているといったところが大枠といいますか、大きなことだと思います。そのために何回か答弁させていただきましたけれども、他市に誇れるいわゆるいきいき先生とか、特別支援教育指導員等、100人以上の市費の臨時職員を小中学校へ配置して、また家庭、地域との連携の観点からは、学校応援団の方だとか、いろんな学習ボランティア等を含めて地域の人材、また地域の教育力、こういったものを導入して、とにかく複数による指導の体制を学校現場の中で確立しております。これが結果としてきめ細やかな教育につながっていると捉えています。そういった中で、子どもたちへの確かな学力、心の教育、健康、体力といったようないわゆる知徳体のバランスのとれた生きる力の育成を教育委員会各施策を通じて取り組んでいるというのが一番アピールしたい点です。

以上です。

(野本) 我々子どもどものころ、あるいは今でもそうだと思うのですが、学校を卒業していくに当たって、将来何になりたいかという部分で、学校の先生になりたいという子どもは多い、多かったと言うべきか、多い、だと思っております。それだけやっぱり先生の影響力、先生が持つ魅力というものが非常に子どもたちの将来をつくっていくというふうに思いますので、教職員の研修のあり方という部分、そこが鴻巣の教育、人そのものなのではないかというふうに感じるところなのです。きめ細やかさというのがそういうことなのだろうと思っておりますけれども、これがだから鴻巣の教育を受けたいと思う、今言っているのは総合戦略の観点と

いう部分が非常にあるのですけれども、だから鴻巣の教育を受けたいというふうな打ち出し方というものが表現、今の他市に誇れるという部分を何か特徴的な言い方と言ったらいいのでしょうか、するとしたら、どうやっていただけるのでしょうか。

(学校教育部長) それは、一言で言えばというようなことになるのかなと思うのですけれども、非常に難しい質問をいただきましたけれども…鴻巣の学校に来れば落ちついて授業が受けられ、学力が保証され、さまざまな活動を通して豊かな人間性も育めますという、何かちょっと全然答えになっていないですね。

(野本) 要は教育部長が責任を持って子どもたちを育てる段取りをするという、それだけのスタッフ、みんな責任を持っていくというふうに私は捉えていきたいと思います。

以上で終了します。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時14分)



(開議 午後4時14分)

(委員長) 再開いたします。

(保育課長) 午前中竹田委員さんからご質問がありましたゼロ、1、2歳児の余裕のある保育所についてでございますが、保育所の数でいいますと17カ所になります。公立8カ所の私立の保育園5カ所、それから認定こども園が2カ所、4月に移行する予定のところでは小規模保育室と事業所内保育がございまして、1カ所ずつありまして、17カ所です。人数にいたしますと、ゼロ歳児の枠があと43人、1歳児が21人、2歳児が18人、合計82人の枠がございます。

以上です。

(委員長) では、質疑が終わりましたので、これより討論を求めます。初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 全面的には本会議場でやりますが、本日の委員会の中では前年度に比べて難病患者手当が約1,000万円の減額、それから敬老祝金も

8,000円から7,000円と減らされているなども含めて、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(潮田) 私も事業名を幾つか挙げての賛成討論になりますけれども、今回の平成28年度一般会計予算につきましては新規事業も多くございました。その中でも特に子どもにかかわること、また福祉にかかわる部分におきまして新規事業が幾つかありましたので、それを挙げたいと思います。

まず、子育てにつきましてはショートステイ、トワイライトが新規事業でございました。また、実際にはサービスではないけれども、在宅重度心身障がい児の家族レスパイトにつきましても新たな予算がつきました。また、新規事業として……そういった文教福祉常任委員会の中で審議された内容におきましても新たな予算組みがされております。その点を指摘というか、その点におきまして今回のこの平成28年度鴻巣市一般会計予算につきましては賛成といたします。

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時17分)

◇

(開議 午後2時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第32号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 確認です。8ページ、あちこちにありますが、保険支払い準備基金のこれの今の残高は幾らなのでしたっけ。

(国保年金課長) 今年度末でよろしいでしょうか。

(潮田) はい。

(国保年金課長) 今年度末で約11億3,000万円の見込みとなっております。

(潮田) この金額というのは、算定基準、ほかと比べてどういう状況なのでしょうか。

(国保年金課長) 既に何人かの委員さんからもお話がありましたように、さいたま市がかなり多く50億以上の基金を持っておりますけれども、額的には本市が今までですとここ数年2番目ぐらいの高い金額になっていきます。ただし、考え方といたしましては今年度末が11億3,000万円の見込みとなっております。来年度5億3,000万円の基金からの取り崩しで当初予算組む予算となっておりますので、それを取り崩して、差し引きいたしますと6億円の残高になる来年度の見込みでございます。

こちらの考え、ちょっと説明させていただきたいと思います。国からの通知によりますと、保険支払い準備基金の保有額につきましては過去3年間における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることが国から通知が出ております。また、1カ分の毎月の保険給付費の公費負担、市負担分が6億円程度、最近ですと6億円前後公費負担1カ月しておりますので、そのようなものを総合的に勘案、総合的に判断いたしまして、基金残高を意識しながら一般会計からの繰り出しも行っているところでございます。ちなみに、この考え方が26年度からの当初予算から法定外の繰り入れをしないで3月の補正時期に年度末、

翌年度の基金の残高を確認しながら調整しながら一般会計からの繰り出しと基金残高を確保しているというところでございます。

(潮田) そうすると、今の説明によると今後は6億ぐらいをキープするという意味でよろしいでしょうか。

(国保年金課長) 一時的に今年度末で11億3,000万となりますが、来年度の当初予算で5億3,000万基金を取り崩して繰り入れをいたしますので、残りが6億ということで、常時6億程度の基金は保有してまいりたいということで、今そういうルールといいますか、考えのもと、今後30年度までの間はその辺を意識して基金の確保に当たっていきたいと考えております。

(潮田) 今回の補正が平成27年度の補正としては最後になると思うのですけれども、そうすると27年度、決算ではないですから正確な数字ではないにしても法定内繰り入れが全部で幾ら、法定外繰り入れが全部で幾らというのわかりますか。

(国保年金課長) 今回の補正、約4億800万を補正するわけでございますけれども、当初予算でもやはり法定内を5億200万組んでおりましたので、補正後が法定内、法定外を足しまして……

(それぞれでお願いしたいのでの声あり)

(国保年金課長) はい。まず、法定外が3億5,000万。

(ごめんなさい、3億の声あり)

(国保年金課長) 3億5,000万。今回補正で3億5,000万をお願いしております、残りの約5億6,000万が法定内となりまして、合計で9億1,064万4,000円、約9億1,000万の繰り入れとなっております。

(潮田) そうすると、この9億1,000万の繰り入れ、法定内、法定外のそれぞれを含めて、これは近隣の市町村とか、または県内で見るとどのくらいの位置というか。

(国保年金課長) その他一般会計への繰り入れ、いわゆる赤字的な補填、3億5,000万円については去年はこの時期1億7,000万でしたので、その辺は基金との残高とのやりとりの中で去年は1億7,000万でしたけれども、今年度は3億5,000万を入れないと6億を来年度も確保できないとい

うことで3億5,000万を一般会計から入れるようにいたしましたので、3億5,000万という数字は県内でも恐らく真ん中ぐらいかなというふうに考えております。ちなみに……ちょっと続けます。26年度は、40市の中で当然1億7,000万という数字でしたので、1人当たりの繰り入れですと5,276円、下から数えると4番目ということで、これは昨年度が1億7,000万という少ない数字でしたので、今年度は3億5,000万ということであれば、これがやや真ん中のほうにつながって、ただこちらは1人当たりというのは今回は意識しておりませんので、従来、平成25年度までは県下40市の平均1人当たりの繰り入れをするというもので、平成21年度から25年度まで、そういうルールのもとでやっておりましたので、今は1人当たりの平均という考えは持っておりませんので、今のように1人当たりで考えると去年は1億7,000万でしたから同じような考えでやれば下のほうですけれども、今回3億5,000万という数字は比較的1人当たりの額は上のほうに上がってくるという考えですが、そういう考えのもとで繰り入れということを考えておりませんので、よろしく願いいたします。

(竹田) 今の一般会計からの法定外繰り入れの考え方ですけれども、去年は1億7,000万で、5,276円で下から4番目だと。1人当たりになると3億5,000万で約3万1,000人くらいですよ。保険者の加入者集計すると約1万円強という点では、平成26年度の実績表を持っていらっしゃいましたよね。去年の平均の一般会計からの法定外繰り入れは平均でわかったらお答えいただきたい。

(国保年金課長) 平均ですと1万8,000円。約1万8,000円になっていますので、これはどこの自治体もいろいろ、ゼロのときもあったり、いろいろ予算の組み方なのです。だから、多かったり少なかったりいろいろありますので、ただ単に単純に平均をしますと26年度は40市で1万8,000円、そういう数字でございます。

(竹田) 1万8,000円という数字は平均ですよ。

(国保年金課長) ええ、平均でございます。

(竹田) そうですね。だから、平均で1万8,000円。ことし、平成27

年度の補正をしても3億5,000万で約1万1,000円弱ということは、平均以下だから、真ん中にはいかないというふうに私は考えますが、さっきの課長の答弁は真ん中辺だと言うけれども、平均というのは真ん中だから、真ん中以下ではないですかということを確認をします。

(国保年金課長) これは、まだ決算が済まないですので、何とも言えませんけれども、今見込みで26年度は下から数えても下のほうですけれども、比較的今度は上がる可能性があるという話で、これは決算してみないとまだわかりませんので、今何とも申し上げられません。

(竹田) それとあと基金残高について、11億3,000万円くらいというふうに、支払い準備基金残高が11億3,000万円くらいと、これは残高というのは幾らくらいになるのでしょうか。計算しないと……11億。

(国保年金課長) 11億3,000万ですので……

(竹田) ごめんね、計算させて。

(国保年金課長) 1人当たり3万5,000円ということで、当然さいたま市よりも1人当たりは高くなりますし、県下では今までの従来の様子ですと一番高くなるということで考えております。

(竹田) ということは、1人頭の国保の支払い準備基金が一番多く持っている、3万5,000円くらいということは県内の国保運営の中ではやはり持ち過ぎ。そういう点からいうと、今回課税限度額を上げたりとかしている中では県内で一番多い支払い準備基金、1人頭持っているということについてはやはりもう少し考慮すべきではないかというふうに思います。そういう点ではもっと一般会計から繰り入れして、昔のように1人頭の国保税を引き下げるということも含めた検討がされるかどうか、伺っておきます。

(国保年金課長) 基金については、保険支払い準備基金ということですので、保険税を下げるというための基金ではなくて、歳入が災害とか何かの原因で歳入不足に陥るとか、あるいは急激にインフルエンザですとか、何か歳出が急激にふえた場合に備えての基金でございますので、この基金というものは私ども保険者……市長が保険者でしょうけれども、我々特別会計を管理する担当所管の課長としてはやはりきちんと基金を

確保していくのが財政運営としては必要だと思しますので、基金が多いというのは私どもからすると非常にありがたいという状況でございます。

(竹田) もうやっても平行線だからやめておきます。終わりにします。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 今回の補正により国保の支払い準備基金残高は11億3,000万円になります。この11億3,000万円は、1人当たりの被保険者の基金残高からいけば県内一番多い残高になります。とりわけ鴻巣市の国保の加入者の約6割が100万以下の所得水準の方が入っているということを見るならば、基金残高も含めた国保運営のあり方に問題があることを指摘して、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第32号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 細かい数字は、数字だけ見ているとよくわからないのですけれども、1人当たりの医療費の部分、歳出のほうの1人当たり医療費のところは25年度が31万2,088円、26年度が32万673円、これは近年ずっと伸びて、伸び続けている傾向でしょうか。また、伸び率というか、大体幾らぐらいずつ毎年伸びているのでしょうか。

同じことがこの前期高齢者分、また後期高齢者のほうでも言えるのかなと思うのですけれども、その傾向についてお願いします。

(国保年金課長) この表にありますように本市40市の中で比較的上位というのですか、ワーストというのでしょうか。1人当たりの医療費が高い状況が近年続いているところでございます。ちなみに、平成21年度が1人当たり約28万円、22年度が約28万7,000円、23年度が29万1,000円、24年度が30万1,000円、25年度が31万2,000円、それで26年度が32万ということで、やはり右肩上がり、3%前後、多少3%を切るようすけれども、2%台の伸び率で医療費が伸びているところでございます。近隣でも北本市が32万4,000円ということで、本市よりも高い、6位と申しますか、北本市においても医療費が高い状況が推移しております。このようにどちらかというとな本市も近隣も前期高齢者の占める割合が高くなってきておまして、ということは医療費が高くなる要因ということになっておりますが、この辺何とか医療費の抑制をしていかなければならないというふうに考えております。

前期高齢者につきましても……前期高齢者、実はどちらかというとな頑張っているほうと申しますか、実は40市の中で相対的には下のほうなのです。下から数えると11番目ですけれども、1人当たりは45万円、やはり64歳以下の方を含めた平均32万円ですけれども、前期高齢者だけを考えますと45万円ということで、年齢を重ねると医療費も上がっていくという状況で、比較的ですけれども、前期高齢者の被保者が占める割合は本市も近隣も北本あたりも桶川あたりもちょっと高い位置にありますけれども、その割には1人当たりの医療費は相対的には低いほうということ

でございますが、45万ということでありますので、この後ご説明します後期に入りますと約90万ぐらいになっていきますので、1人当たりの医療費が90万ぐらいですので、この辺は年齢を重ねると高くなっていくという傾向になっております。

以上でございます。

（潮田）ジェネリック医薬品を使うようにというのを具体的に示してやったのが昨年でしたっけ、今年度でしたっけ、そういうのあったかと思うのですけれども、それによる効果等というのは数字にはあらわれてきているのでしょうか。

（国保年金課長）昨年たしか潮田委員さんからご質問があって、ただ差額通知による効果というものは実は5種類程度の医薬品で国保連合会は計算しておるので、大した金額ではありませんけれども、やはり市全体、被保険者全体で考えるとかなり多くの額が効果があるということなのですけれども、ちょっと今その数字が、正確な数字が申し上げられませんので、ちなみにジェネリック医薬品の利用率の推移につきましては26年度では40市の中で4番目に高い、ジェネリックを活用されている国保の被保険者の方が57.9%、これは金額と薬の量の利用率とありますけれども、薬の量がそのベースでいきますと57.90ということで、その後27年度に入っていきますと大体60を超えるような状況が続いております。恐らく今年度で六十数%の利用となると思っておりますけれども、毎月の診療分でほぼベストファイブに入っているような活用となっております。

（潮田）ジェネリック医薬品の使うのと同時に、残薬がすごく多いというのが今課題になっていて、鴻巣市の国民健康保険の方にそういった残薬とか何かも含めた啓発というか、適正受診とか、またあちこちをコンビニ受診するのではなくて、かかりつけ医を持ちましょうとかというような、医療費抑制が全てではないけれども、適正受診についての啓発は国保の対象者にはどのような形でしているのでしょうか。

（国保年金課長）従来、残薬については余力が入っていないといえますか、これはどこの保険者もそうだと思います。今回一般質問でも出ておまして、その辺でもお答えするところなのですけれども、要旨とい

たしましては今まではいわゆる薬剤師、薬局等でお薬手帳なんかは配布されていますけれども、どっちかというとな門前薬局、病院の前にある薬局さんで、そうすると重複診療だとか頻回受診だとかいろんな受診するとそのたびごとに処方箋が出まして、薬をもらってしまうということで残薬があるだろうということが言われております。それが日本薬剤師会ですとか厚労省もいろんな調査をしているのですけれども、正確な数字は出ておりません。ただし、その辺の今後かかりつけ医と同じように、かかりつけ薬局を推進していこうというのが国の考えでありまして、それから健康サポート薬局というものが今後出てくるようですので、その辺で薬剤をしっかりと薬局で管理していただくと、医師と薬局も連絡調整を図りながらやっていくというのは今後も考えておりますので、私どもとしては今後ジェネリックのみならず、この辺の残薬あるいは既存薬というのですか、もう何十年も現場で使われていた高血圧の薬局とかもあるようですけれども、こういうものを組み合わせながら薬の費用を下げ、医療費の削減を図ってまいりたいというふうに考えております。

（潮田）実際これ今年度は、27年度から比べると保険給付のほうはそんなにふえてはいないでしょうか。その場合、26年から比べると26年から27年になるときは非常に億単位で多くなっているかなというふうに思うのですけれども、ですよね。だけれども、27年度と28年度の比較の中ではそれほど多くはなっていないのかな。でも、これずっとふえ続けるというふうに言われていて、やはりこのままでいったらもう年々ふえ続けたら本当に破綻してしまうわけで、鴻巣市として先ほども言いました、もう少し皆さんに適正受診とかというのを大きくアピールするのをやっていく必要があると思うのですけれども、特に28年度でそういったものというのは新たなものというものはあるのでしょうか。

（国保年金課長）医療費の適正化ということで、従来人間ドックですとか脳ドックですとか、あるいは特定健診の受診率を何とか上げようとか、あるいは早期介入事業ということで、特定健診で結果の多少悪い方、この方たちに来ていただいて運動、食事、休養等のセミナーを行っていたところがございますので、これを通じて医療費の予防対策ということを

やっておりました。さらに、先ほど申し上げましたように26年度が糖尿病性腎症重症化予防事業というのを新たに県のモデル事業ということで私どもも手を挙げさせていただいて始めたところでございます。そういうものを通じながら、まず医療費の適正化を図っていきたいということがあります。それと、今後は薬の話が出ましたけれども、薬につきましても、今回こういうジェネリック医薬品希望シールというのを今年度新たにちょっとつくってみまして、これを転入してきた方ですとか、そういう方の保険証に張れることができるようなものを今つくっておりますので、この辺のジェネリックのさらなる活用の率を70、80と伸ばしていきたいということを含めて、医療費の適正化というのはなかなかお医者さんといろいろ連携しながらやっていかななくてはいけないと思いますので、医師会を通じて今後密にしていきたいというふうに考えております。

(潮田) 最後に1点、今回の代表質問の中でも細川さんから出たかな、シャープ7000の、これは健康づくり課のほうになる、もう市民全部だと思っておりますけれども、シャープ8000は、あれはもう厚労省のほうで全国展開になりましたので、かなり認知度が上がっているのですけれども、シャープ7000については、あれまだ埼玉県の取り組みでありますので、まだそれほど普及をされていないかと思えます。でも、夜ちょっとぐあいが悪いからってお医者さんに行くといっても、救急車を呼ぶとかというよりはやはりシャープ7000を活用するというのはすごく必要だと思うので、今後医療費抑制だけが全てではないけれども、そちらのほうにも大きくかかわるし、総合病院が白紙に戻ったこの時点で、そういったシャープ7000の周知、普及は国保年金課とか健康づくりのほうも両方ともどのような取り組みをする考えがあるか、伺います。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) シャープ7000につきましては、既にもう各家庭に毎年度お配りしております救急ダイヤルのお知らせという最後のほうの見開きのところの中にシャープ7000、シャープ8000という形でもう既に数年来周知は出させていただいております。また、今回矢島議員さんからのご質問で、一般質問で質問出ておりますので、今その答弁書の作成中でございますが、当然啓発、周知、非常に重要なこ

とでありますので、当然今ある市の中の告知のアイテムを使ったり、また今後どうやったら広めていけるかということを経済検討中でもあります。そういったことで各種イベント等でも周知を図ってまいりたいなという、現状ではそういう考えであります。

以上です。

（潮田）9月にいつも保険証が皆さんのところに行きますよね。その際にもシャープ7000とかというのを盛り込むことは可能でしょうか。

（国保年金課長）実はジェネリックですとか、あるいは特定健診につきまして、実はその時期に保険証と一緒に入れようかなという考えで今進めておりまして、今のシャープ7000等につきましても、ちょっと封筒の重さとかもかかってきますけれども、十分検討していきたいというふうに考えております。

（竹田）説明資料の歳入のところの内容説明ですが、議案の第24号で本市の限度額が変わっていると思うのですが、これはそのことを反映された予算ですよ。

（国保年金課長）これは、既に予算が前に調整されておりますので、限度額については前の73万のままで予算調整されております。ですので、当然これ議決後は限度額が77万に上がりますので、その辺につきましては来年度補正予算をするかどうかは別として、……としては限度額だけで1,000万ちょっとですので、法定限度額については従来のままの法定限度額で予算計上されております。

（竹田）ということは、平成28年度の公会計は課税限度額を従来のままの予算ということで解釈でいいのですか。

（国保年金課長）はい、そのとおりでございます。この段階でまだ計上はしておりません。

（竹田）ということは、今3月議会で、今確定申告の時期だから、税制改正も6月でも間に合ったのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、そういうことはできない。

（国保年金課長）やはり周知期間というのがありますので、この議決をいただいて、数字を最終日に議決をいただいて、その後啓発をしながら

いきますと、ちょっと6月では遅いという判断で3月に出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(竹田) 続いて、この歳入の一般被保険者の2番目に後期高齢者支援分の現年度分が減っているのと、一方で介護納付がふえている、この要因は何なのでしょう。

(国保年金課長) 少々お待ちください。

(委員長) どうぞ。

(国保年金課長) 今国民健康保険税の一般被保険者の後期分ということによろしいでしょうか。

(竹田) うん。

(国保年金課長) これにつきましては、予算につきましては予算要求時の実績に合わせまして翌年度予算を組んでいるところでございますので、多少後期支援分については毎年ちょっと上下がありますので、実績に応じた予算要求となっておりますので、あくまでも一月当たりの平均額を出しまして、それを通年分に戻しまして、計上ですので、実績に近い数字ということで捉えております。

(竹田) 介護保険は。

(国保年金課長) 失礼しました。介護につきましても、同様に予算要求の仕方といたしましてはやはり直近の調定収納額とそれまでの実績、27年度の実績を勘案しまして、翌年度1年分を計算して見込んでいるところでございますので、ほぼ27年度の実績に応じた予算要求となっております。今回保険税の見直しはされていませんので、大きな変動はありませんけれども、先ほど言いましたように限度額についてはここには反映されておられません。

以上でございます。

(竹田) いわゆる保険料収入、調定してみないと実際の数字はわからないと思うのですがけれども、後期高齢者分の支援金は歳入で減っている、それが歳出のところでも減っているから、そういうことなのかなというふうにちょっと思ったのですがけれども、でも歳出のところには介護納付金分としては14.7%減っているの、歳出のところでは。だから、ふえた

り減ったりしている要因が整合性があればいいのだけれども、全部後期高齢者もふえていますと、介護保険の給付もふえていますと、だから保険料もそれに見合っただけでふやさなければいけないのですということやればいいのだけれども、一方ではふえていて減っていたりとか、ふえているのに減っているという整合性がどうなのかなというふうにちょっと思ったものですから、あえて聞かせていただきます。

（国保年金課長）本来であれば後期支援金と介護納付金がふえれば保険料も上げなくてはいけないところなのですけれども、実はこの後期と介護の分というものは精算制度をとっておりまして、ちょっとお待ちください。済みませんでした。

（委員長）どうぞ、続けて。

（国保年金課長）実は今回平成26年度、いわゆる28年度の前々年度の精算分が入っておりまして、それが後期高齢者支援金が1億6,400万のマイナス精算分、要するに2年度前に多く払っていますよということで、精算があります。それに対しまして昨年も9,600万円の実は25年度分の精算分があったと。この精算分がかなり影響しております。ただし、単年度どうだって申し上げますと支援金の単価が今年度、27年度は5万6,102円に対しまして来年度は5万6,830円、単価上がっております。ただし、被保数が減っていますので、昨年3万2,231で計算しまして、来年度は3万1,755ということで減っております。この結果、総額で単年度で比較しますと若干400万ぐらいですけれども、減っております。これは、被保数の減ということで私ども考えておりますので、およそ18億800万に対しまして18億400万ですから、400万弱の単年度では減っておりますけれども、これは被保数の減少だと考えております。それと、介護納付金についても同様な形が言えます。まず、27年度は精算金が4,900万円、来年度は9,000万の精算金マイナスという数字がありまして、これは大きくマイナスになっております。それに対しまして単年度でいいますと、まず単価が6万5,636から6万3,778、これ単価が減っております。それと被保数も1万1,046から1万456で、これ両方減っておりますので、結果単年度では27年度7億2,500万に対しまして6億6,600万という数字に減ってお

りますので、この辺はそういう通知をもとにやっておりますので、一番大きいのはやっぱり被保数が減っているということは言えますけれども、介護納付金については単価も多少減っております。

以上です。

（竹田）ということは、平成28年度の数字を出すに当たっては平成26年度を参考にしているということですよ。実績をね。

（何事か声あり）

（竹田）実績。

（介護ですかの声あり）

（竹田）ですよ。

（介護の声あり）

（竹田）うん、介護のほうは。ということは、来年度は、平成27年度というのは介護保険料が値上げになった年ですから、それに見合った、どのくらいのサービスがされているかわかりませんが、保険料が上がっているということはそれだけサービスをしているから保険料を上げてくださいとやってやったわけだから、平成29年度は介護給付分の部分は歳出においてはふえる可能性があるというふうに見て解釈してよろしいのでしょうか。確認します。

（国保年金課長）現実にはまだ何とも申し上げられませんので、やはりあくまでも介護のほうのやっぱり需要といいますか、給付に基づいてやはり拠出していかななくてはなりませんので、やはりその辺が除去すると影響してくるなというふうを考えております。ただし、今特に国保の被保数が減っていますので、少し拠出金の額は単価が大幅に上がらない限りは被保数が減っていると下がる傾向があるという、そういう傾向があると思いますけれども、ただ制度的にはそれほど変わっていませんので、29年度今の段階ではちょっと申し上げられないというところでございます。

（竹田）あと、特定健診の目標が今国で示されている60%ですよ。鴻巣は、こう見ていると41.1%、平成27年がどうなるかわかりませんが、そういう点からいうと特定健診もかなり私一時協会けんぽに移っ

たことがあったの。夫の扶養になって。協会けんぽと国保だとやっぱり例えば心電図の検査を特定健診の中に入れていただいたということもあって、ああ、充実しているなというのを感じたのですけれども、28年度の国保会計の中では特定健診をどこかで充実させるとか、そういうお考えがあるのかどうか、ちょっと伺っておきます。

（国保年金課長）この歳出の表の下のほうの表の真ん中ですか、ここに特定健診の法定報告、26年度41.9%、県内40市の中では恐らく上位、10位以内には入っておりますが、先ほど竹田委員さんが言われたように29年度で60%。ということは、あと28、29と2カ年しかありません。来年55%の国や市の計画、55、ことしは50でしたから、ちょっと離れてきているかなと。これは、県下の中では上位ですけれども、全国的にはどうかというと平均よりやや上ぐらいの位置にあると思います。ですから、市町村国保自体の特定健診の計画に対しまして、実際の実施がやややっぱり下回っているという状況でございます。本市といたしましても何とか率を上げていきたいということで、先ほど申し上げましたように9月末、10月の保険証の切りかえのときにその辺のご案内を出したいというものや、やはり近隣を聞くと一番効果的なのは電話の受診勧奨、私どもも担当者がなかなかやったり、やれなかったりと、ちょっと平均的にできないということがありますので、国保連のほうに受診勧奨のメニューという支援メニューがありますので、ちょっと担当者と話し合っております、来年できるかと、受診勧奨やってみましょうということで今話をしていきますので、それについても取り組んでいきたいということがあります。実は受診率アップのためにいろいろやっているのですけれども、県内の40市ではいいですけれども、目標を下回っている状況が続いておりますので、さらにいろいろやっていきたいと思っておりますけれども、県内でもやっとなら30後半が平均ですかね。という状況が続いておりますので、それで安心しておりませんので、今後も努力していきたいというふうに考えています。

（竹田）今、国ではかかりつけ医の推奨をしていますよね。そういう点からいくと、例えば特定健診も市内の医療機関の一覧表があって、健診

を受ける期間も延ばしていただいたりとかしていることと、あと個別にはがきが来て、それは自覚になるからいいかなというふうに思うのですけれども、あとかかりつけ医という点でいうと市外にもあるでしょう。だから、そういう点からいうと特定健診を受ける医療機関をもう少し広げるということも含めた検討がされるかどうか。基本的にはどこでやっても同じ中身にさせていただくことも含めて、そういうことをしながらでもやっぱり高めるという努力は必要かなというふうにちょっと思うのですけれども、どうでしょう。

（国保年金課長）今竹田委員さんからありましたかかりつけ医、実は保健師に聞きますと、何が一番効果的だと聞きますと、やっぱりかかりつけの先生から特定健診受けてみませんかとか、勧められたときにやっぱり受ける方が多いそうです。ですので、いつも年度初めに説明会開いておりますけれども、そういうことを先生を含めてお願いしていることですので、市内の先生であればそこへ行けば受診勧奨をしていただけますけれども、市外ということであると、今人間ドックについては数年前に市外でもできるようになりましたので、比較的今まで勤め先でやっていた方が引き続き都内で人間ドックをやるという方も見受けられますので、この特定健診につきましても市外でできればいいかなというふうに思いますけれども、これについては医師会との契約、協定とかありますので、引き続きどんな形でできないかどうか、できるかどうか含めて前向きに図っていきたいというふうに考えています。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

少し休憩入れたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時37分)



(開議 午後3時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) ここに予算の中でこの金額云々というふうなことではないのですけれども、この介護の今介護3からの人が対象で入所を希望する人は待機待ちとか何かでいるのはいても、一応対象になって入れるわけですよ、特養に。特別養護老人ホームのほうとかの入所関係なのですけれども、この前ちょっとある施設に行きましたら、まだ部屋はあいている。でも、何でみんな満床になっていないというふうなことで、なぜかというふうなことを質問した人がいるのです。そうしましたら、介護度はちゃんと認定されているわけですから、普通なら介護度が3以上であれば入所できるわけではないですか、そこあいているのだから。ところが、何かいろんなことの中で申し込んだけれども、ちょっとあなたは入所させることできませんと断られたという、そういう例があるのですが、そういうことってあるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 基本的には特養等に入所希望の方は、幾つか見学をしていただきながら、ご家族と相談して、自分に合ったところという

か、ご家族が通いやすいところですか、費用の面も若干違ったりしますので、そういう形で選んでいただくことになります。施設の状況が仮にあいていて、そこにご希望されて断られるというのはちょっとなかなか想像しにくいところなのですけれども、介護度が3以上であれば当然入所の対象になりますので、その辺は通常ですと入所という形になると思うのですが。

（加藤）まず、ちょっと福祉委員という関係でそこを視察に行ったわけです。そうしましたら、施設長さんにそういう話を質問したわけです。そうしましたら、施設長さんが何階の部屋がまだ何個かあいているのですという、そういう説明があったものだから、その方が、知っている方が入所させたいと思って来たけれども、おたくはちょっと対象にならないのでって言われたというのです。だから、その施設長さんがちょっと離れたときに、いや、そういう条件が合わないのではなくて多分スタッフの手が足りないというふうなことから、そういうふうなことが起きているのではないかなというふうなことを、そこに入所している人を私知っている人がほかにいて、ちょっと前に行ったら、まだここあいているのよねって、何か人がいないから、入りたくたって入れないのだからってなんて話をその入所者の方から直接聞いているのですけれども、実際そんな今満床で入れないという状況で待機をしている方もいらっしゃるわけではないですか。だから、そういうその人が介護ちゃんと認定を受けているにもかかわらず入れないというふうな、そういう説明されて、えっと思ったのですけれども、もうそれ以上私もそこでは言わなかったのですけれども、実際介護認定を受けているということは、そこで認定するわけではないですから、ちゃんと審査会にかけられた中で認定されているわけですから、そんなこと本当だったらあり得ないはずですよ。

（長寿いきがい課長）通常の人員体制がされているところ、定員に対して通常の人員配置がされて、基準内での配置がされているということであれば確かにそういうことはあり得ないと思うのですが、基本的に定員が100人いる中で、今例えば50人しか入所者が集まらなないと、そういう中でそこに対しての定員いっぱいまでの人員を確保する、あるいはしない

というところが経営部分での判断というところもございますので、そこについては恐らく入れてしまうともう人を何人かまた採用して、新たに入れなければいけない状況が発生してくると思いますので、その部分で今回のお話があった方についてはもしかしてその人の人員が整っていなかったのかもしれない、その辺はちょっと想像ですけれども、そういう可能性もあるかなとは思っています。

以上です。

（加藤）今何人が大体、何カ所かに申請している方もいらっしゃるでしょうけれども、そういうことでなくて、実質、実人数の待機者というのが把握できるわけではないですか。1人がもし3カ所に申請していても、その人はもう1人です、一応はその施設にとって。そういうのってやっぱり行政としてもどこの施設が本当にもう満床になっているというふうな把握というのはされているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）特養の施設がどこがあいている、どこが満床だということについては把握しております。基本的には満床で、待機者がいるという状況なのですけれども、若干あいているというところもございます。

（加藤）どことちょっとやっぱり言いませんから、ちょっとその辺を、やはり施設予算がそういう今スタッフがいないのでって正直にそういうふうな話なら皆さんもやっぱり理解できるわけですがけれども、介護者、認定を受けた人が入れないというのは、ではそっちに責任があるみたいなことになってしまうわけではないですか。何でその家族の入れようとしている人が入れないのだろうというふうになるので、ちょっとその辺を調べてみてください。それは、どことは言いませんけれども、わかると思いますので。

（長寿いきがい課長）その辺は、ちょっと確認させていただいて、なるべくこういうことがないようにということでお話をさせていただくことだと思っておりますが、最終的にはご利用者様と施設側の契約という形になりますので、その部分については市が口を挟めないところもございますので、そこについてはちょっとご容赦していただける部分があるかと思っておりますが、なるべくそういうようなことはないようにということでお

話をさせていただきたいと思います。

（潮田）数字の部分ではなくて、ちょっと全体のことでお聞きしたいのですけれども、今第6期介護保険計画の中で、鴻巣市内で今もこれから特養ができる予定もある。この前も介護従事者の方たちと少しお話をしましたときに、今加藤委員のほうからも少しありましたが、以前ほどの待機者がいるわけではなく、どこの特養も緊急性を要する人ではなく、とりあえず申し込んでおこうという人の数字はあるけれども、今すぐ入りたいという人の数字がかなり少なくなっていて、この状況の中で鴻巣市がこれからまた特養ができるといっても、本当にそれだけの需要があるのだろうかという、少し前にはちょっと考えられないような介護従事者の方からのお話がありました。そうすると、今鴻巣市の中で入居というサービスをする施設は今後今のところどのぐらいベッド数で言うと建設予定があるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）第6期の中では、てねるが1つ、この平成27年4月にオープンして、100床オープンしました。その後29年の4月に今免セン通りのヤオコーの裏、今工事していると思いますけれども、そこに100床特養ができる予定でございます。その後については、今のところ具体的にお話はありませんので、29年4月に100床オープンするということろでございます。

（潮田）当然これ特養ができれば、その分介護保険料というか、介護保険に係るお金というのがふえるわけで、今サ高住も物すごく、すごい勢いでできているかなというふうに思うのですが、サ高住は住所地特例が昨年からでしょうか、今年度ということになるのかな、始まったかと思うのですけれども、サ高住のほうの今後の建設予定とかというのは長寿いきがい課のほうで把握しているのは幾つぐらいあるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）サ高住につきましては、介護保険施設として特定施設として指定をいただくと市のほうにも情報が流れてくるのですが、通常のサ高住ということで国交省の管轄になるのですかね。ちょっと情報的には余り市のほうに入ってこなくて、あそこにつくっているのは何だというようなところを議員さん、あるいは市民の方から聞きながら、

あそこもサ高住なのだねという話を最近聞いているという状況でございます。実際にそこがことしから住所地特例の対象になりましたので、割と鴻巣市のサ高住は市外から入ってくる方が多いという話を聞いておりますので、余り極端なサ高住が乱立されても困るところはあるのですけれども、特養ほどは圧迫はしないのではないかなというふうには考えております。ただ、介護保険の指定を受けて特定施設という形になりますと、そこで被保険者になって、そこに市内の人が入れば被保険者となってサービスを使えますので、そこでは介護保険の費用が発生しますので、若干の影響は出てくると。ただ、特養ほど大きな影響ではないのかなというふうには思っております。

（潮田）この歳入のほうの認定状況、右側の6番の表の中で、2号被保険者が結構いるかなと思うのですけれども、この2号被保険者は施設に入居している方はこの中の何人ぐらいというのはわかるでしょうか。

（長寿いきがい課長）ちょっと時点が違つかもしれないですが、27年の12月のサービスの利用の状況でちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、2号で施設サービスを利用されている方は、27年の12月の時点で11名でございます。

以上です。

（潮田）この介護従事者、先ほどもスタッフが足りないからというような声がありました。これは、全国的な問題だと思うのですけれども、処遇改善とかというのは今介護保険特別会計の中では入っているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）今度6期のときの介護報酬の改定がございまして、その中で若干処遇改善という形がとられております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今の予算のこの金額、歳入歳出73億1,000万という中には入っていないということではよろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）給付費の中に改善を見込んだ単価になっておりますので、その影響部分についても給付費の中に入っているということでございます。

（潮田）歳出のほうで2次予防事業のほう、先ほど今までと募集方法が違うというお話がありました。2次のほうですよ、募集方法が違うのは。この違うようにした理由と、変えたことによるメリットというのは何になるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）変えた理由といいますのが、国のほうの方針転換が一番大きなところになるのですけれども、チェックリストというものが以前は65歳以上の方全員にお配りをしてやっていたのでしたけれども、その中で2次予防の方を把握できるのが全体からすると件数として少なかったということで、費用対効果から考えるとチェックリストを全部に送付して回収した上で2次予防事業の対象者を選ぶと、把握するというのはちょっと費用対効果の面で余りよろしくないのではないかとこのころで、国のほうで一律のチェックリストの配布は29年4月になった時点でもう交付金の対象にはなりませんということがお話をされておりまして、27年度については75歳以上ということで絞るとこのころで認めていただいたということでございます。実際に全体にチェックリストを配っていく中では、私はまだそんな対象ではないよということで苦情を言われる方も多いのですが、全体的な高齢者の状況を確認するというツールとしては有効だったのかなとは思っております。ただ、それが予算的な措置がなされなくなっていくますので、今後そこのやり方を改めながら、ことしについては、28年度については昨年やったチェックリストのもう一度見直しと、あと地域包括支援センターのほうで訪問等いたしますので、その中で対象者、2次予防事業に参加いただける方を探していくと、そういうようなやり方に切りかえをさせていただきました。ただ若干その中でどれだけ2次予防の対象者の方が上がってくるかというのはちょっと不安なところがあるのですが、そこはなるべくいろんな手を使って把握をしていきたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）この実際2次予防事業に来ている方、とっても楽しみに来ていらして、とっても楽しそうにしていたという印象が何か所か行ったとき

にすごく思いましたので、来ている方はとっても楽しかったと思うのです。そうすると、今の課長からの説明によると今年度としては新たな方への展開というのは余りなくって、今までやっていた方に再度ということの傾向のほうが強いということになるのかなと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

（長寿いきがい課長）今回も短期間の教室ですので、3カ月程度教室やっていただいて、開校式と修了式行かせていただいて、修了証書渡させてもらっているのですが、本当に元気になられるのです。最初のころとは見違えるほど元気になられます。やっぱりどうしても自分がそう体験をするものですから、また来年もやりたいというような方が結構多数いらっしゃると思いますので、その辺の方については引き続きご案内はさせていただきます、状況が元気になってしまえば……しまえばということもありませんけれども、お元気になれば1次予防事業のほうへお話をしたり、自分で通っていただきながら体操とか脳元気をやってもらおうというようなところに切りかえていこうかなと思っていますが、まずはお声がけをして、そのほかに新しい人を把握していければなというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）認知症の方が今すごく問題になっていますけれども、特に今回の予算の中で認知症に特化をしたものというのは何になるか。

（長寿いきがい課長）右側の説明欄のところ、下から5行目ですか、黒い太字で認知症スタッフ推進事業ということで入っております。この部分が、この中が認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置、それから認知症カフェ等もこちらの中でやっていく予定でございます。この部分が認知症に特化した事業という形になります。

以上でございます。

（潮田）この認知症地域支援推進員とか認知症初期集中支援チームって、実際には人数はそんなにたくさんいないかなというふうに思うのです。国の予算からいっても、鴻巣市内予算、国でいっぱいだったとしても、それを配分していくと、鴻巣市としては非常に全体の人数からいってら

少ないかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の今のこれに従事する人数と、あと認知症カフェ、最初的时候は行かせていただいたのですけれども、その後行っていないので、これがどのくらい皆さんに認知されていて、今どのくらい使われていて、効果が少しでもあらわれていれば、それを教えていただきたい。

（長寿いきがい課長）まず、認知症地域支援推進員と集中支援チームの人数でございます。認知症地域支援推進員と、あと認知症初期集中支援チームにつきましては、こうのとりのさんのほうへ委託させていただいております。その中で両方のお仕事を兼務していただいて、専任が……というところで最初は総合福祉センターのほうで始めさせていただいたのですけれども、今10人から、事業者さんも結構いらっしゃって、状況を相談受けたりいろいろ情報収集しているところなのですけれども、おおむね10名程度見えておまして、本人あるいは家族、それから事業者さん、それとケアマネさんなんかもほかの事業所、ほかの市から来ることもございまして、いろんな情報交換がされている状況でございます。それプラス吹上と馬室の愛里巢ですか、そちらでも隔週だったかな、ちょっとやっております、月に2カ所やれるような体制を整えております。いずれにしても、まだ10名程度ですので、なるべく参加をいただきながらご家族あるいはその周りの関係者の方の支援をしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）先ほどの認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チーム、両方で4名ということでした。予算で言うと1,700万になっていますけれども、これの内容、どういったことをやっているとというのが、4人だけでどんなことができるのかなというちょっと不安があります。県のほうでもあそこの済生会病院のところでは認知症疾患医療センターという形でやっておりますので、そっちとの関係を教えていただきたい。

（長寿いきがい課長）どういうことをやっているかといいますと、まず認知症の地域支援推進員につきましては地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための事業と、地域における認知症の人とその

家族を支援する、相談支援あるいは支援体制を構築するための事業ということで、2つに大きく分かれておりました、それぞれ延べ件数でいいますと最初のほうについては58件、後者の相談等については560件というような実績を昨年、27年度については12月末まででございますけれども、今のところそういう実績になっております。初期集中支援チームの関係でございますけれども、全体的な延べ件数といたしますと相談等、訪問等を含めまして141件、これにつきまして対象者につきましては今まで累計で4名という形になっております。4名の方について初期集中対応をしたというところでございます。ただ、今回この4名につきましては初期の方というよりも、認知症のもう重度の重くなってしまう方が多くて、初期集中チームの医療や介護につなげていくというところではなかなか難しかったというようなところでございました。ただ、今後も周知しながら一人一人やっていければなというふうに考えております。以上でございます。

(潮田)やっぱり1,700万かけている割にはまだまだ利用されていないなというのを思うので、やっぱり悩んでいる方は物すごくたくさんいるし、このところ、この1週間それほどでもないですけれども、その前とかがちょうど暖かくなり始めると徘徊のいろんな放送もいっぱい流れてきたりとか、実際には悩んでいらっしゃる方たくさんいると思いますので、こういったところがあるということの周知をやっていく必要がすごくあるかなというふうに思っております。

私のほうからは以上で。

(竹田)歳入のほうからまずお尋ねをいたします。

5番のところ、調整交付金のシステムが変わりましたということで、平成28年度は0.94ということで、本来5%は入るということの前提で、かつ高齢化が進むと調整交付金もふえるという仕組みだったのにもかかわらず、国がまた制度を変えて入らなくするようなことになっているのですけれども、このことをもう少し、本来入るべき5%が入らないということも含めて、このとおりだと思うのですけれども、もう少しわかりやすく説明していただきたい。

(長寿いきがい課長)委員さんご指摘のとおり、調整交付金は国費の25%のうちの5%というところなのですけれども、制度が変わったということではなくて、今回の予算上の交付の率を0.94という形にしたということをごさいますして、この予算上の毎年の組み方なのでございますけれども、28年度当該予算を組むときに前々年度の決算のパーセントで組むという形を毎年とっておりまして、26年度の決算が0.94%だったというところから、今回は0.94%とったのですが、27年度につきましては25年度が1.02ということでしたので、1.02という数字をとらせていただきました。これについては、毎年毎年へっこみに出っ張りがありまして、所得状況ですとか、先ほど言っていました76歳以上の高齢者の人口が多い、少ないというところで、この辺の率が変わってきますので、あくまでも5%という話にはなっているのですが、そこは5%を超えるところも市町村によってはありますし、鴻巣市のように比較的この数字を見ると全国から比べれば裕福な方が多くて、若い高齢者が多いというような状況になりますので、こういうような数字に、1%ちょっと超えるぐらいの数字になるかと。28年度につきましては、実際にこの0.94になるかどうかというところはまだわかりませんで、今後また当初の申請あるいは変更ということで固まってくると思いますけれども、ただ5%というものは約束できるものではないというところがございます。

(竹田) ということは、いわゆる介護保険を構成するに当たって、国が25%、市と県が12.5%ずつ、あと1号被保険者と3号被保険者でやるよというのだけれども、結局5%の足りない部分は誰が負うことになるのですか。

(長寿いきがい課長) これにつきましては、基本的には1号被保険者の保険料という形になります。保険料で賄うというよりも、保険料がそれだけ所得が高い、あるいは元気な高齢者がいないということは給付も余りつかないというところですので、その分保険料で賄えるために5%まで必要がなくなるというような理論的な話、理論上はそういう話になります。

(竹田) 国は、25%だよと言いつつ、でもやっぱり出る部分は施設を整

えれば整えるほど介護保険のパイがふえれば、その部分をどこかで負担しなければいけないというのは最終的には1号被保険者と、それから3号被保険者で支払基金のほうから出すということで、本当に整備すればするほどお金がかかるのが介護保険だというふうに思います。そういう点から言うと、さっきの繰入金3のところは低所得者、被保険者軽減ということで、消費税分は第1段階の人は繰り入れているという説明でしたけれども、消費税はみんな払っているのですけれども、第10段階の人まで消費税払っているのに、なぜ1段階の人だけなのでしょう。

(長寿いきがい課長) 本来であれば消費税は皆さんがご負担いただいているものですので、所得の低い、高いにかかわらず保険料を減免するというところが一番よろしいかと思うのですが、実際には今8%ですので、第1段階の方だけという形になっています。今後どうなるかまだわかりませんが、29年4月に10%に上がるかどうかというところもございいますので、その段階になりますと3段階まで軽減されるというような形にはなります。ただ、課税世帯については保険料の減額は無いというところがございます。

(竹田) わかりました。皆さんのせいではないですので、だって消費税払った分の16%しか社会保障に回されていないということが本当にこの一つの数字を見ても明らかだなというふうに思います。

続いて、同じページのところの9のところ、返納金って保険給付費の請求誤りによりあったということで、これは意図的ではないので、そんなに刑事事件にも発生していないと思うのですけれども、今非常に刑事事件にまで発生するような意図的にやっている部分があるのですけれども、どんなところが端緒にこういうところに出てきているのでしょうか。

(長寿いきがい課長) ここにつきましては、1施設でございます。この4,490万7,000円というのが過誤で請求を過大請求したというところがありまして、施設でありまして、その部分を分割で28年度までです。28年度で終了になるのですが、返納いただいているというところがございます。それで、今年度については……

(竹田) 歳出のほうに移りたいと思います。1番が先ほどるる述べられ

ている待機者の問題で、本当にひどいなと思ったのは私も40歳からずっと介護保険料払い続けているのに、特養ホームが足りないとなったら、要介護1、2の人をぼっと外して待機者を減らすという方向にやっけてきているというところでは、待機者というのは先ほどどこに、どういうふうにあいているかということをつかんでいますよというふうにおっしゃいましたよね。そういうところでは、ちょっと内容を教えてください。

(長寿いきがい課長) 市内の特養で、まず基本的に皆さん待機がございまして、これ28年1月の状況でございましてけれども、空床があるところはてねるだけと。友仁会のとてねる、前砂にできた、この4月にできたてねるであきがあるというところだけでございます。あとにつきましては、皆さん入所待ちの状況でございまして、多いところでは120名近い方が待機をしているという状況でございまして。これは……よろしいですか。

(委員長) どうぞ、続けて。

(長寿いきがい課長) 待機者は、それぞれ例えば120人とか80人とかいるのですけれども、これについては1人で何か所も申し込んでいますので、名寄せはされていませんので、そういう状況でございまして。ただ、市のほうで全体の待機者としてつかんでいる状況は、名寄せをされておりますので、その中では27年の頭の4月の状況では258名の待機ということでございます。

以上でございます。

(竹田) そういう中で、先ほど施設はあいているのにというところと、この間私の知らない方が特養ホームに入れていて、報酬が6%下がったことによって施設の持ち出しが3,000万、経営的にすごく大変だったというふうなことで介護施設では悲鳴を上げていて、廃業したところもあるというふうに聞いているのですけれども、鴻巣市内ではそういうサービスの提供をやめた施設というのは介護保険制度の報酬の引き下げの中であつたのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 事業者連絡会等いろいろ情報交換をしている中では、直接廃業をしたいとかいうお話のところは、直接は聞いていないのですけれども、ある施設でショートステイを併設しているところがあり

まして、そこを特養にかえたいというような相談は1件受けました。ただ、というのはショートであけておくよりも特養で待機している方がいるので、特養に転換をして入所をさせたいという、経営上の問題もございまして、そういうことを言われるところが1カ所ございました。ちょっと今回の6期の計画の中ではその増床分を見ていませんので、7期のときにまたご相談を受けたいということでお話しはしてございます。以上です。

(竹田) ということは、てねるの、私も何人か知り合いの方が入所しているものですから、お尋ねをさせていただいているのですけれども、なぜあいているというのを聞いていらっしゃいます。

(長寿いきがい課長) 少し前にどのぐらいの入所かというのを確認したときには、80から90名近い入所がもうあるというところだったのですけれども、担当が話を聞く中ではなかなか施設の職員が集まらないというようなことを言われる方もいらっしゃるみたいで、そういったようなところは聞いているのですけれども、私が直接担当さんとはお話をしていないのですけれども、施設長さん等と話した中ではそういう話がなかなか出てこなかったものですから、その辺は施設の中でいろいろ考えがあるのかなというところもあるのですけれども、職員が集まらなくて人をまだ入れられないという状況はあったと思うのです。改善されてきているのかなとは思っているのですけれども、人を集めていただいているというところはありますので、90名近いところまできておりますので、ある程度の職員は確保できているのかなと思っています。

(竹田) 課長さんをお願いしたから、すぐさまというわけではないけれども、さっきも言った消費税は福祉のために使うよと言って保険料も1段階の人、自治体には介護報酬も引き下げられたりして、施設の運営があれだっていうなら、やっぱりその税金を回していただくことも含めて、担当者会議があると思うので、ぜひそういうところでは話し合いのちょっと提言をしていただけるかどうかだけ確認をします。

(長寿いきがい課長) いろいろ意見をお聞きしてまいりたいと思います。以上です。

(竹田) 最後ですけれども、10段階になって前よりも段階がふえてはきているのですけれども、この滞納の分がふえていますよね。そういう点でいうと滞納をしていることによって決算でもやりましたけれども、サービスの制限をされているというのは平成28年度予算の中ではどんなふうになるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 27年度、今現在、1月現在では給付制限を受けている方は変わらずに2名……対象者3名ですね。うちサービスを利用している方が1名という形で、ここは今も変わっておりません。

(竹田) その1名の方というのは、何か救済措置というのはないのでしょうか。本当に困窮しているのだったらやっぱりさっき言った第1段階の人のをやるとか、利用料の補助は一般会計でもやっていますから、そういう点ではないのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 今この給付制限を受けて3割になっている方というのは、どうしても制度自体に余りご理解いただけなくて納めていただけないという方がございまして、その未納の期間に応じていつまでが3割だよという形で設定されてしまいますので、そこについてはそこを救済するという手だては保険料負担の公平性なところから、今ないという状況でございまして。ただ、本当に滞納の中でも困窮されている方、本当にいらっしゃると思うのですが、制度に対してやっぱり納得いかないと言われる高齢者の方が結構ございまして。その分についてもなかなかご理解いただけないのですが、臨宅などしながら、なるべくいざ使うときにはこうなるからというところをお話をさせていただいているのですけれども、まだもうちょっと周知が足りないのかなというところもあるのですけれども、ご理解がなかなか進まないというところがございまして。以上です。

(竹田) ちょっと最後に、つらい質問をして申しわけないのですけれども、きのうかな、きょうかな、介護疲れて奥さんが旦那さんに手をかけてしまったというので、またやって、また深谷でも非常にショッキングなことが起きて、担当していた職員も寝込んでしまったくらい本当に大変な事態が今介護の現場では起きていますけれども、そういうところで

はどういうふうにこの介護保険を改善していったら本来の趣旨から介護は社会的に支援するために保険料を払いましょうというふうに始まった制度なのに、本来の最初の趣旨から外れているというふうに東京新聞でも言われ始めています。そういう点では担当者としてはどんなふうに願っていますか。

(長寿いきがい課長) 確かに委員さんご指摘のお話のとおり、もともと家族介護から解放しようというところで、公的な介護保険ということで、そちらで家族のそういう負担をなくそうということで始まった制度だと思います。ただ、実際に今こういう状況になって、どうしても単身あるいは老老というような介護の方がふえてきております。それで、皆さんが施設に入れるかといえば、なかなかその費用の面でグループホーム、そういうところになかなか入り切らないと、認知症も多くなってきますので、そこをケアするにはどうしても介護者のほうがストレスを抱えてしまって、暴行に及んだり、高齢者虐待という形に入ってしまうと思います。それについては、本当にそういう状況は多くなってきているのではないかなと思っております。ただ、今後在宅ケアというところを国は言っているのですけれども、そう言いながらも特養整備とかという話もあるので、在宅、地域包括ケアシステムというところを盛んに今言っていますけれども、その中で地域のコミュニティーですとか、あと医療と介護の関係ですとか、あと本人に対して身近な方が接していただけるというようなところをやっぱりつくっていく必要があるのかなというふうに思います。でないと言っぱりどうしても家族に頼らざるを得ないというところがありますので、家族に対してもコミュニティーの中で支援をしていけるというような体制が整ってくればいいのかというふうには考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) もっとトータルで本会議でやりますけれども、ちょっと問題点を指摘しておきます。

低所得者の介護保険の軽減のところ、10段階にするために負担をそれぞれ割合をバランスをとるための保険料にしていますけれども、低所得者の部分は第1段階でしかないということと、それから高い保険料を払い続けても258人まだ待機者がいるという点と、サービスの制限などもあるという点では介護保険の本来始まったものがどんどん、どんどんと悪くされている予算になっているという点を指摘して、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(潮田) 急速に進む少子高齢化の中で、介護保険の制度を保っていくのは非常に大変なことだと思います。消費税の増額分につきましても、社会保障費に充てるということで今回の低所得者保険料軽減繰入金のところにも第1段階の軽減の分が入っております。そうした一つ一つ今後のこの介護保険を適正に維持していくための今回の予算であるという点において賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時48分)



(開議 午後4時49分)

(委員長) では再開します。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 後期高齢者広域連合の議員がおられますので、議員に聞くわけにいかないのかもしれませんが、今回広域連合の後期高齢者の保険料は1人当たり保険料が128円下がったというのを、これ平均で、あと均等割も370円下がったということですが、所得割はふえたけれども、全体としては下がっているという要因は何かあるのでしょうか。

(国保年金課長) 今回広域連合から資料が届いておりますので、それを見ております。今回は、剰余金、いわゆる保険給付費支払基金というのが広域連合のほうに基金としてあります。県のほうには財政安定化基金等ありますけれども、この表のとおり今年度末で約156億円剰余金関係、保険給付費支払基金があるということで見込まれているようです。県の財政安定化基金については約99億円、これのうち上の剰余金関係の基金を来年度から2カ年かけまして約90億を活用して、保険料の引き上げを抑えるということ聞いております。その結果、このA3判の表にもありますけれども、所得割の率は0.05%上がって、均等割が370円、それと1人当たり保険料、埼玉県全体では128円ということで、ほぼ1人当たり保険料額は維持しましょうということでございます。ただし、その内訳としましては、やはり所得割を上げたということは所得が高い方につきましてはそれ相応の若干の影響があるかなと、均等割につきましては当然全員の方が均等割、差はあるのですけれども、やはり全体としては1人当たりの保険料はマイナス128円、ただし中身としては若干所得の高い人には少ない額でありますけれども、少しふえている、低所得者の方についてはやはり保険料下がるという方向ですけれども、いずれにしても若干の額でございますので、その辺は2年間は引き上げないということ

広域連合のほうで想定して、2月の19日ですか、議会において議決されたというふうに伺っております。

以上でございます。

(竹田) 国民健康保険にも一般会計から繰り入れていますよね。この後期高齢者の医療には埼玉県からは一般会計から繰り入れているところというのはあるのですか。

(国保年金課長) 県の財政安定化基金につきましては、今まで繰り入れをしまして積み立てをしていたようですけれども、今後この書類を見ますと積み立てをしばらく様子を見ていくということで、今まで多少埼玉県等から積み立てが一般会計からあったようですので、今までありましたけれども、今後はちょっとないというふうな形で伺っております。

以上でございます。

(竹田) では、担当者にも広域連合の議員にもお願いをしたいと思いません。

というのは、これから後期高齢者というのは医療費が高過ぎるから別立てにして75歳以上の人たちだけの保険をつくったのですよね。それぞれのところは、支払い準備基金みたいな形で積み立てやっけていて、そういう点からいうと埼玉県は全国的にも一般会計から繰り入れる額は少ないとかというふうに聞いていますので、私たちも県民としてはみんな将来的には年をとって後期高齢者になるわけだから、ぜひ県としてももっと繰り入れをするようにお願いをしたいというふうに思います。ぜひ担当者としても意見を反映していただきたいなと思います。

(国保年金課長) 今回は、国の通知の中で拠出率というのがありまして、この2年間の財政リスクを勘案して決定するというので、基金残高に関して拠出率がゼロということがどうもあったようであります。ただし、2年間ということですので、当然2025年問題ですか、今年度全ての団塊の世代の方が今前期高齢者のほうに入られたと。10年後は、この方たちが今度は75歳以上の後期高齢者医療に全ての方が入っていくということで、この10年後は非常に財政的に厳しい状況があるのかなというふうに想定されますので、この辺引き続き様子を見ながら、動向を見ながら必

要なものについては要望してまいりたいというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任  
願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後4時59分)